

第2回三重県海岸保全基本計画 検討委員会

説明資料

令和6年10月16日(水)

三重県

海岸保全基本計画の変更について

地球規模の気候変動

■「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」による第5次評価報告書(平成25(2013)年)

- 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇している。
- 21世紀の間、世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇を続けるであろう。

国の対応

○令和2(2020)年11月

農林水産大臣及び国土交通大臣：海岸保全基本方針の変更

○令和3(2021)年7月

農林水産大臣及び国土交通大臣：海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部改正

○令和3(2021)年8月

海岸関係4省庁担当課長：気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について



【三重県】

- 三重県の沿岸について、海岸保全基本方針に基づき、将来的な気候変動の影響を考慮した計画変更の検討に着手
- 上記関連の海岸保全基本計画本文を変更

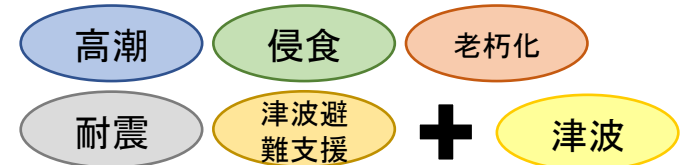
海岸保全基本計画の制度の概要

■「海岸保全基本計画」の変更の必要性

(平成27(2015)年度)三重県海岸保全基本計画

- ・「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」平成27年12月変更
- ・「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」平成28年3月変更
- ・東日本大震災を受け、国の中央防災会議より今後の海岸堤防等の整備については、比較的頻度の高い一定程度の津波に対して整備するよう示されたことから、防護指標に津波を追加

(防護指標)



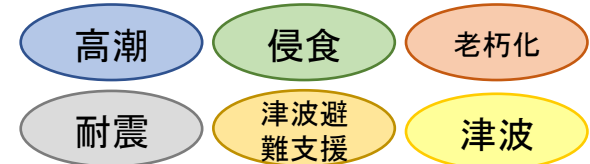
(令和7(2025)年度予定)三重県海岸保全基本計画の変更

気候変動による影響を考慮した対策へ転換

海岸の保全に関する基本的な方針(R2.11) 主な変更箇所:

- ・気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算する。(追加)
- ・都市計画等のまちづくりと連携を行うなど、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を行う。(変更・一部追加)
- ・侵食対策については、予測を重視した順応的砂浜管理を行う。(追加)
- ・防護のみならず環境や利用の面から優れた面的防護方式による整備を推進する。(変更)

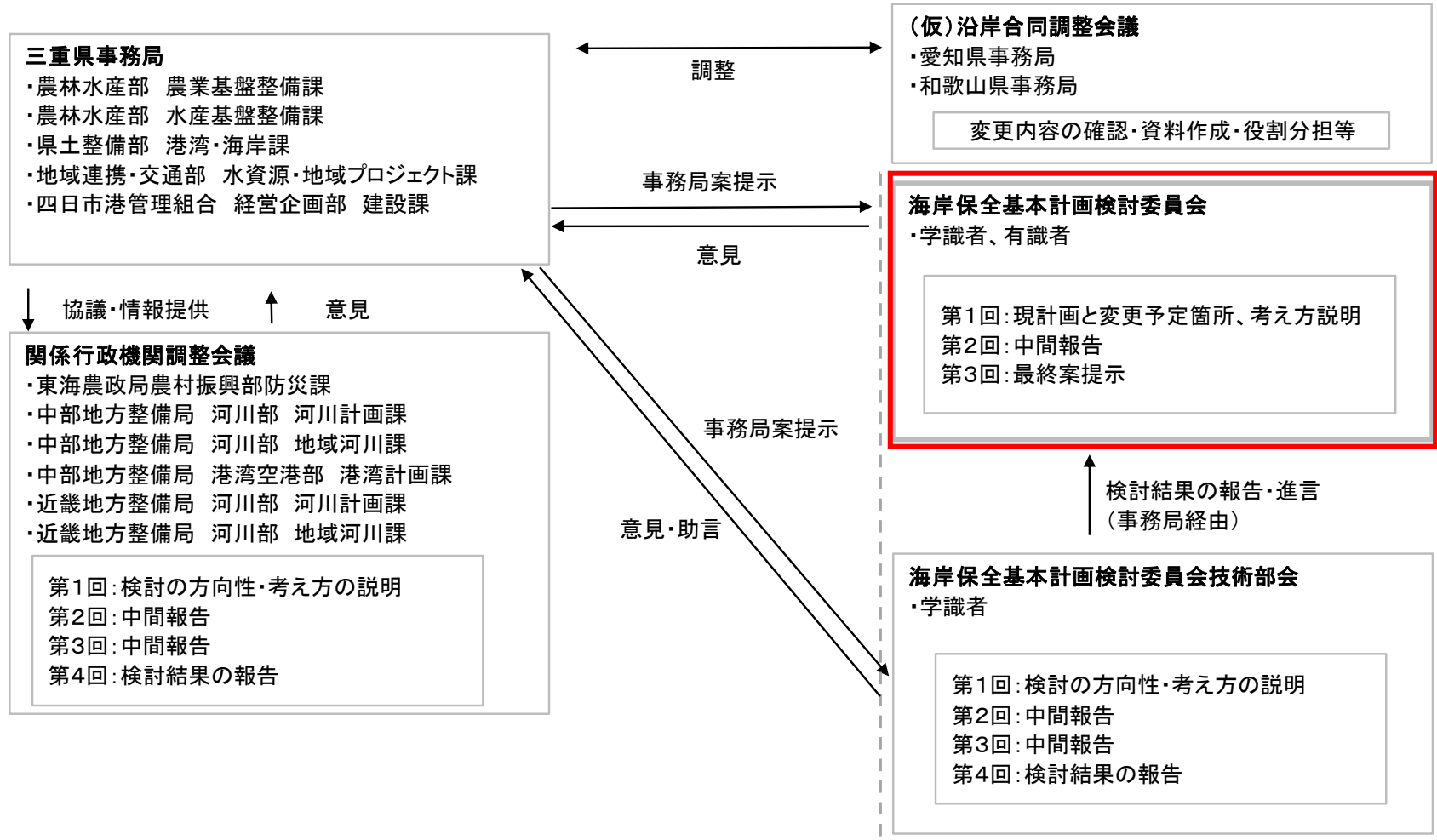
(防護指標: 気候変動対応)



海岸保全基本計画の制度の概要

■ 計画策定(変更)までの手続きの流れ

海岸保全基本計画の変更に係る体系図



■ 検討委員会の流れ

第1回 三重県海岸保全基本計画検討委員会

1. 海岸保全基本計画とは
2. 現行基本計画とこれまでの取組
3. 今回、計画変更が必要となった経緯
4. 技術部会の検討状況
5. 具体的な変更の方向性



第2回 三重県海岸保全基本計画検討委員会

- 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況について
- 三河湾・伊勢湾沿岸、熊野灘沿岸海岸保全基本計画本文の変更案(利用・環境)について



第3回 三重県海岸保全基本計画検討委員会

- 『海岸保全基本計画』の変更計画(原案)について

- | | |
|--|---------|
| 1. 前回委員会での意見と対応 | P7～P8 |
| 2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況 | P9～P30 |
| 3. 現行の海岸保全基本計画について | P31～P41 |
| 4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)
(利用・環境) | P42～P61 |
| 5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)
(利用・環境) | P62～P71 |
| 6. 今後のスケジュール | P72～P74 |

1. 前回委員会での意見と対応

1. 前回委員会での意見と対応

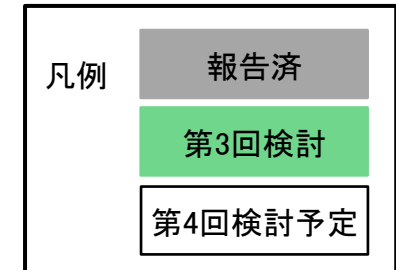
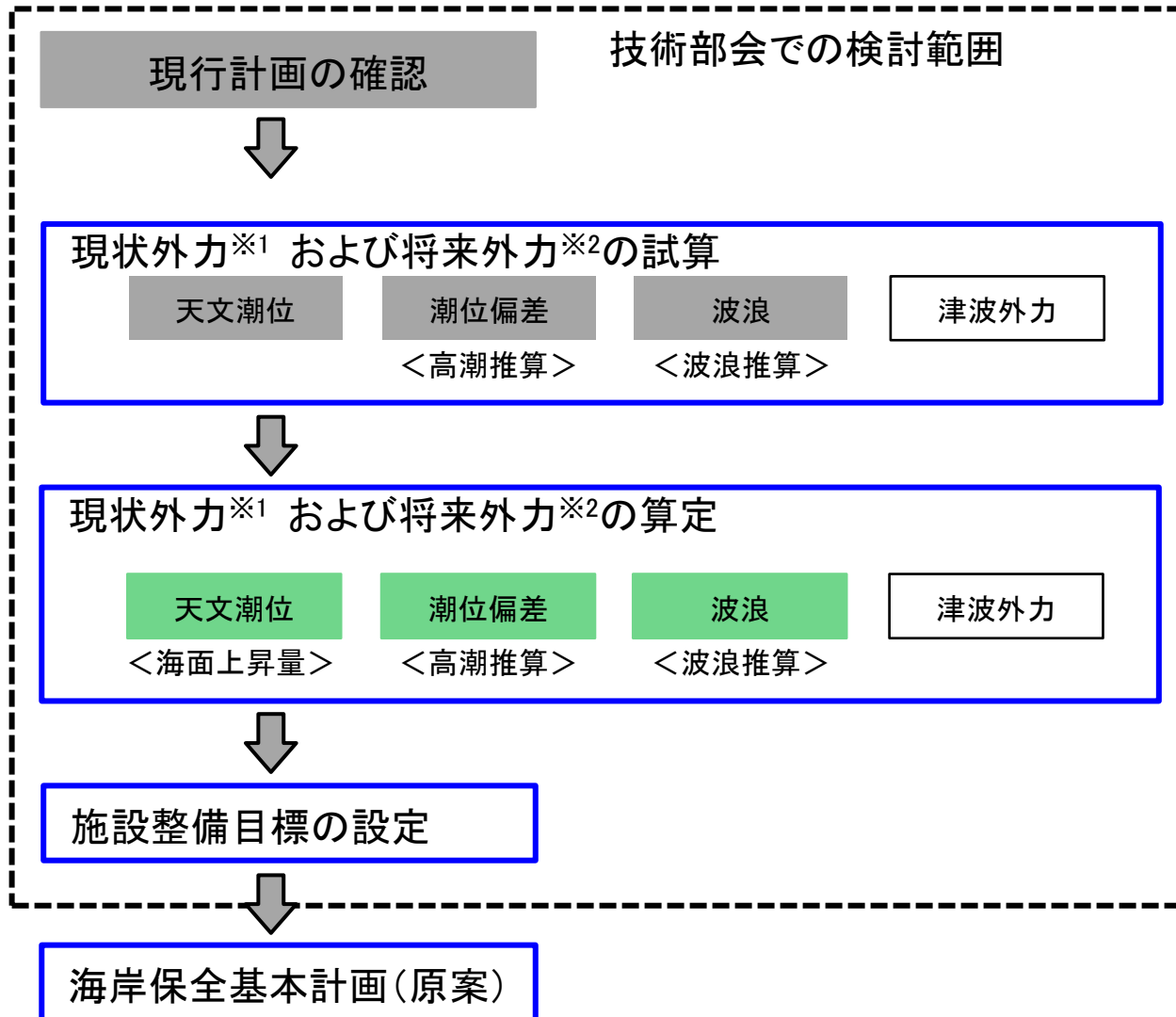
No.	意見	回答・対応方針
1	水辺の仕事に従事する業種について、より安全な作業環境を配慮してもらいたい。	ご指摘のとおり、気候変動による影響への対策を講じる際には、水辺での安全な作業環境にも十分配慮するよう努める。
2	人工リーフのような侵食対策はありがたい。	ご指摘のとおり、堤防の嵩上げだけでなく、人工リーフや養浜などの面的防護によって海岸を保護する。
3	堤防の補強など防護強化を行う際に、環境・利用面なども考慮しなければいけないことに大変さを感じる。	上記と同様で今後検討・対応を進めていく。
4	津波については、基本的にL1が設定されていて、潮位が上がることにより再度計算するということか。	ご認識のとおり、見直された2100年時点での朔望平均満潮位を用いてL1津波シミュレーションを実施し、設計津波水位を再設定する。
5	地震前の地殻変動(プレートの引き込み)により、下がるところは無い。逆に地震発生による跳ね上がりにより地盤が高くなり、利用上影響が有るような地域は無い。念のため、確認しておくが良い。	ご指摘のとおり、防護レベルとして必要な高さなどを整理しつつ、環境や利用面の要望をまとめ、今後検討していく。

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会 技術部会の検討状況について

- (1) 第3回技術部会の内容
- (2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定
- (3) 既存施設に対する評価
- (4) 設計津波(L1津波算出)
- (5) 段階的な整備計画

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(1) 第3回技術部会の内容



※1「現状外力」とは気候変動の影響を考慮する前の外力

※2「将来外力」とは将来的な気候変動による影響を考慮した場合の外力

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

① 採用する気候変動のシナリオ

気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について

第一 設計高潮位および設計波の設定方法等

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書第 I 作業部会報告書で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオのうち、**RCP2.6シナリオ(2°C上昇相当)**における将来予測の平均的な値を前提とすることを基本とする。具体的な計画外力の検討に当たっては、気候変動予測には不可実性があること、また、関連した研究成果のさらなる蓄積が期待されることなどを踏まえ、最新のデータおよび知見等をもとに検討するよう努め、設計高潮位及び設計波における気候変動の影響を勘案して必要と認められる値等については、海岸管理者が気候変動予測の不可実性や施設整備の効率性等に留意した上で必要と認められる値等を決定することを基本とする。

- 気候変動のシナリオは**RCP2.6シナリオ(2°C上昇相当)**とし計画外力の検討を進める。

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

② 海面上昇量

●「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定に関する参考資料等について」では、「日本の気候変動2020」の結果が転記され0.39mの上昇と示されている。

	2°C上昇シナリオ による予測 <small>パリ協定の2°C目標が 達成された世界</small>	4°C上昇シナリオ による予測 <small>現時点を超える追加的な緩和策 を取らなかった世界</small>
日本沿岸の 平均海面水位	約0.39 m上昇	約0.71 m上昇
【参考】世界の 平均海面水位	(約0.39 m上昇)	(約0.71 m上昇)

出典：日本の気候変動2020
(文部科学省・気象庁、令和2年12月)

検討方針

- 日本沿岸の海面上昇量は2°C上昇シナリオの平均で+0.39mとされており、海面上昇量 **+0.39m**を採用する。

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

●気候変動の影響を考慮する前の現状の外力である**検討ケース1**と、気候変動の影響(2°C上昇シナリオにおける将来予測)を踏まえた将来的な計画外力である**検討ケース2**の外力算定を行う。

現行計画の課題に対する基本的な検討方針

	概要	潮位			波浪
		天文潮位	海面上昇量	潮位偏差	
現行計画	—	朔望平均満潮位 台風期平均満潮位	—	伊勢湾台風規模の高潮偏差	2006年までの波浪推算による50年確率波高
検討ケース1	気候変動考慮前の外力の算定 【20世紀末・気候変動前】	朔望平均満潮位	—	伊勢湾台風規模の高潮シミュレーション (本検討)	2022年までの波浪推算による50年確率波高 (本検討)
検討ケース2	現時点における将来的な最終目標とする外力の算定 【気候変動後】	朔望平均満潮位	0.39m (2°C上昇)	新伊勢湾台風規模の高潮シミュレーション ※気候変動による台風中心気圧低下を考慮 (本検討)	2006年までの波浪推算による50年確率波高に気候変動による増分を考慮 (本検討)

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

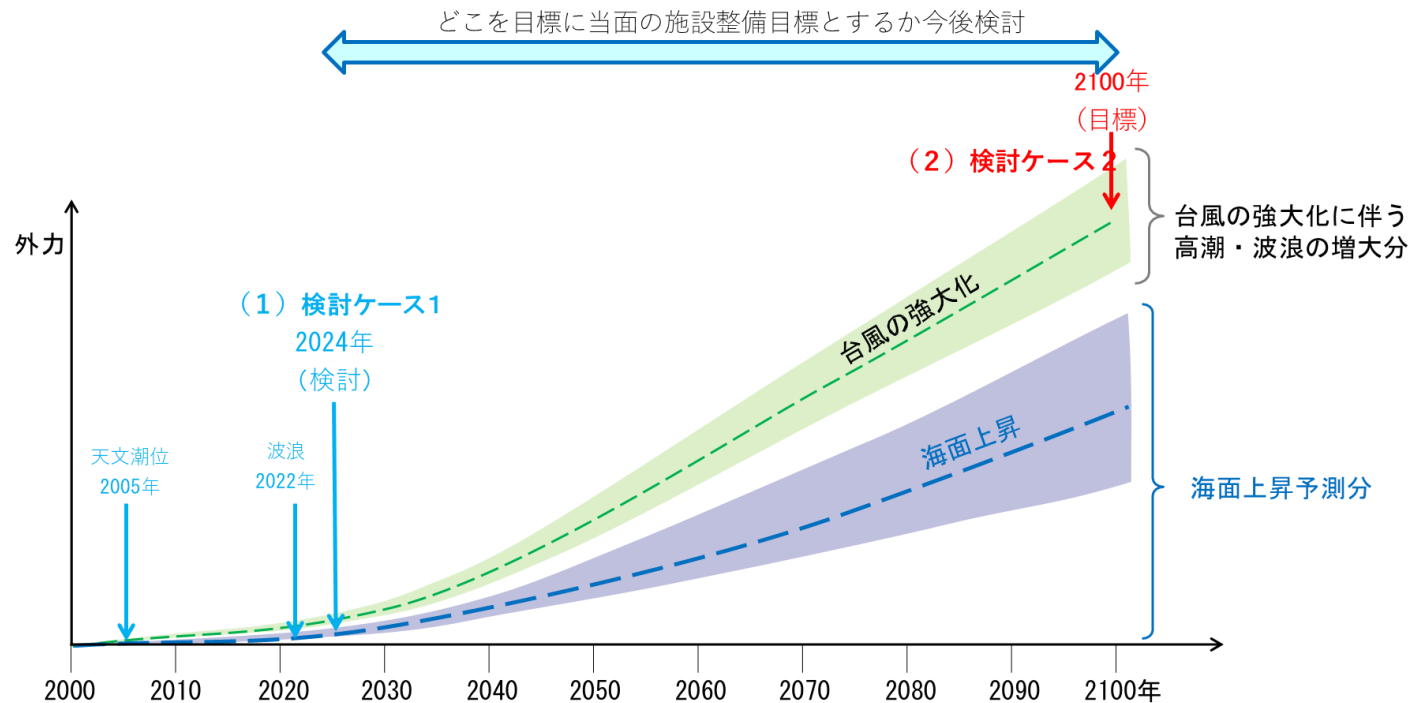
● 検討ケース1と検討ケース2の外力及び施設整備必要高を算出

(1) 検討ケース1 : 気候変動による影響を考慮しない施設必要高の算定

(2) 検討ケース2 : 現時点における将来の最終目標とする施設必要高の算定

● 算出結果をもとに気候変動の不確実性や施設の耐用年数などを考慮し、当面の施設整備目標(外力)について今後検討。

(注: 2°C上昇シナリオ時の台風強大化の傾向は、2040年からは横ばいとなる。)



気候変動の影響による外力の長期変化と整備目標

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

③ 天文潮位

- 各潮位観測所の観測記録を整理し、朔望平均満潮位を設定した。
- 2100年時点での朔望平均満潮位は、20世紀末の潮位にRCP2.6シナリオの平均値(0.39m)を加算する。

観測所名	H.W.L		検討ケース1		検討ケース2	T.P.(m)
	現行計画	気候変動前 1986年～2005年	直近10年 2013年～2022年	採用値 朔望平均満潮位	気候変動後 2100年	
四日市港	1.11	1.03	1.05	1.03	1.42	
津松阪港	0.94	1.07	1.05	1.07	1.46	
鳥羽	0.81	0.97	0.97	0.97	1.36	
長島港	0.58	-	0.84	0.80	1.19	
尾鷲	0.58	0.79	0.83	0.79	1.18	
熊野	0.58	-	0.85	0.81	1.20	

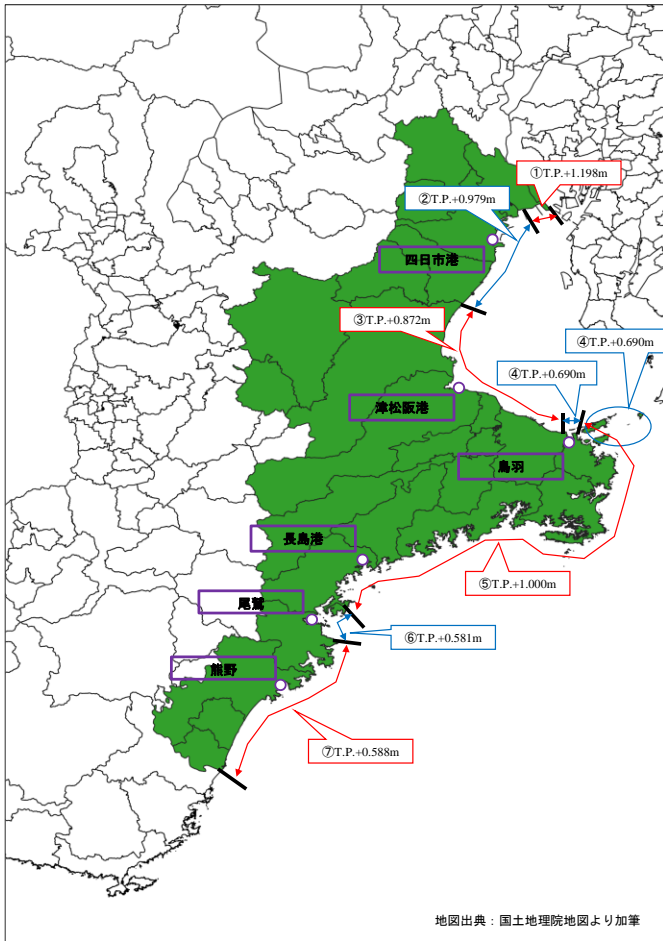
※長島港・熊野潮位観測所では2005年までの観測データが無い、尾鷲潮位観測所の2022年までの海面上昇量を用いて逆算している。

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

③ 天文潮位

● 現行計画の朔望平均満潮位は以下となる。



三重県沿岸における朔望平均満潮位
【現行計画】

三重県沿岸における朔望平均満潮位の設定【現行計画】

【伊勢湾区間】

- ① : 木曾岬町～桑名市
H.W.L.=T.P.+1.198m
- ② : 川越町～鈴鹿市
H.W.L.=T.P.+0.979m
- ③ : 津市～神前岬
H.W.L.=T.P.+0.872m

台風期平均満潮位
【伊勢湾区間】

- ① : H.W.L.=T.P.+0.970m
- ② : H.W.L.=T.P.+0.850m ~ +0.830m
- ③ : H.W.L.=T.P.+0.760m ~ +0.663m

【熊野灘区間】

- ④ : 神前岬～小浜(伊勢市南部～鳥羽市北部)+伊勢湾口の島嶼部
H.W.L.=T.P.+0.690m
- ⑤ : 安楽島(鳥羽市北部)～棚橋(紀北町南部)
H.W.L.=T.P.+1.000m
- ⑥ : 引本(紀北町南部)～行野浦(尾鷲市東部)
H.W.L.=T.P.+0.581m
- ⑦ : 吉江(尾鷲市東部)～紀宝町
H.W.L.=T.P.+0.588m

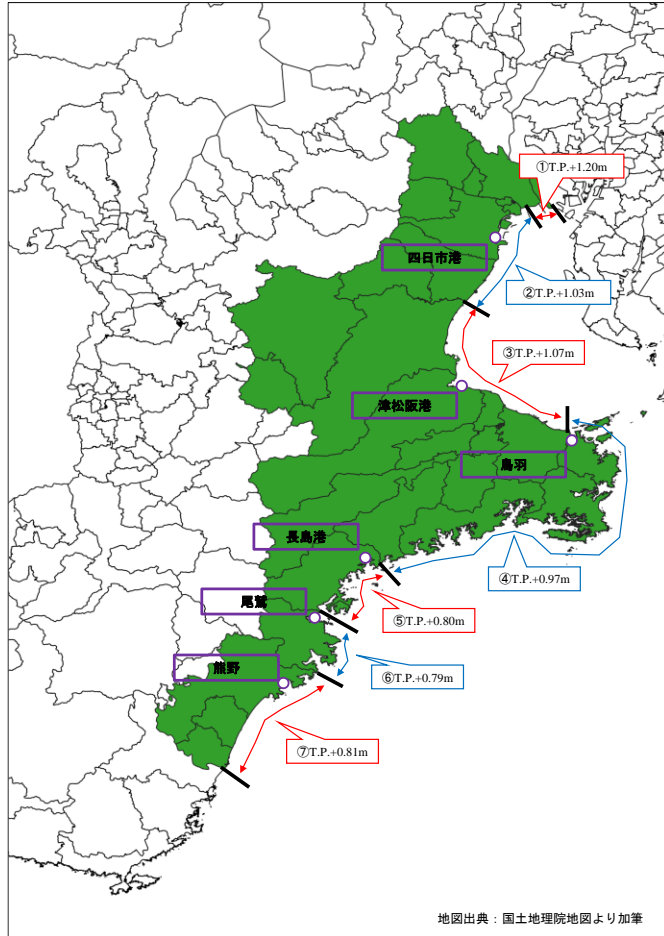
台風期平均満潮位
【熊野灘区間】

- ④ : H.W.L.=T.P.+0.663m
- ⑤ : H.W.L.=T.P.+0.563m ~ 0.790m
- ⑥ : H.W.L.=T.P.+0.353m
- ⑦ : H.W.L.=T.P.+0.460m

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

③ 天文潮位

- **検討ケース1**の朔望平均満潮位を以下のように見直す。
- **検討ケース2**は各区間の朔望平均満潮位に0.39cmを加算することとする。



三重県沿岸における朔望平均満潮位の設定【検討ケース1】

【伊勢湾区間】

- ①：木曾岬町～桑名市
H.W.L.=T.P.+1.20m (名古屋港の潮位データを使用)
- ②：川越町～鈴鹿市
H.W.L.=T.P.+1.03m
- ③：津市～神前岬
H.W.L.=T.P.+1.07m

【熊野灘区間】

- ④：神前岬～大紀町
H.W.L.=T.P.+0.97m
- ⑤：紀北町
H.W.L.=T.P.+0.80m
- ⑥：尾鷲市
H.W.L.=T.P.+0.79m
- ⑦：熊野市～紀宝町
H.W.L.=T.P.+0.81m

三重県沿岸における朔望平均満潮位
【検討ケース1】

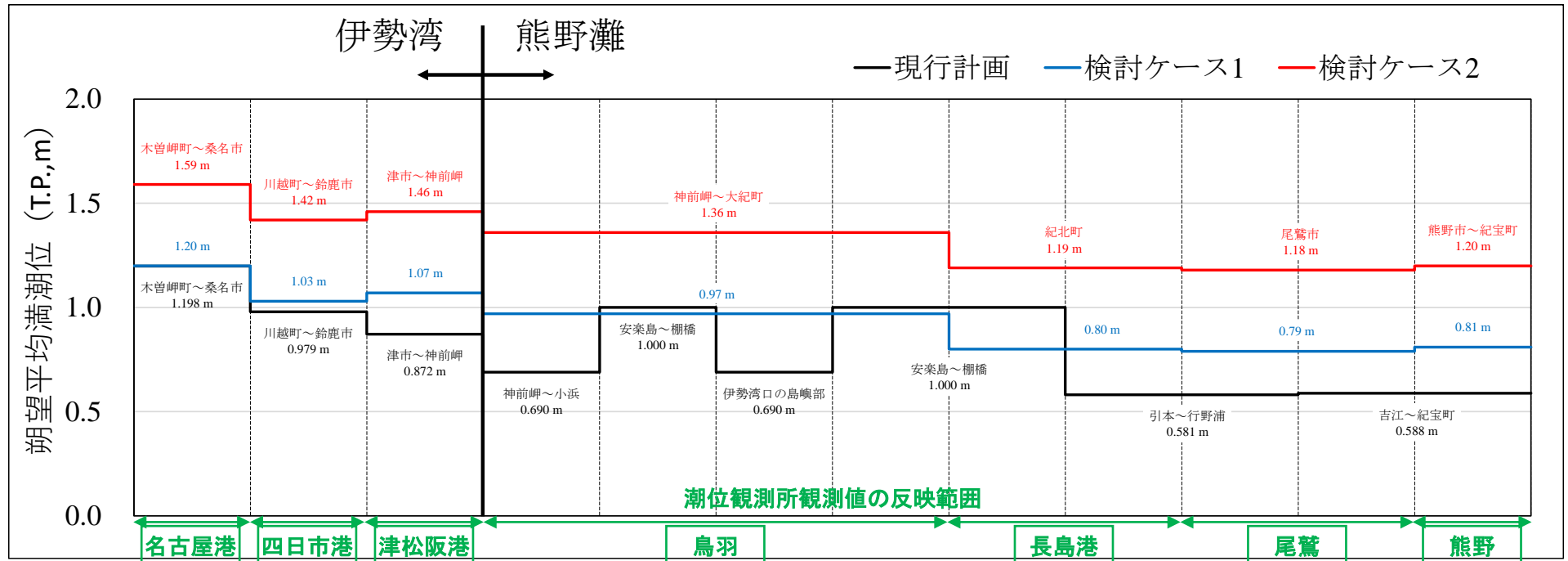
2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

③ 天文潮位

● 現行計画と見直し案との比較

- 熊野灘の紀北町北部以外、**検討ケース1**は現行計画より高いかほぼ同様である。
- 見直された天文潮位で、**検討ケース1・2**の計算を行い、潮位偏差と設計高潮位の境界設定を行う。



朔望平均満潮位現行計画と検討ケース1・2の比較

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

④ 潮位観測所地点での潮位偏差、設計高潮位の検討

●見直された天文潮位を用いて、検討ケース1・2の高潮推算を再計算し、**検討ケース1**と**検討ケース2**との潮位偏差変化量(差分・倍率)を算出した。

●潮位偏差の変化倍率は**1.027~1.078**倍となった。

●最高潮位は、全地点が上昇している。

■ 潮位偏差の変化量

	四日市港	津松阪港	鳥羽	長島港	尾鷲	熊野
検討ケース1 (m)	2.867	1.516	1.062	0.957	0.925	1.114
検討ケース2 (m)	3.001	1.620	1.111	1.032	0.978	1.144
差分	0.134	0.104	0.049	0.075	0.053	0.030
倍率	1.047	1.069	1.046	1.078	1.057	1.027

■ 最高潮位の変化量

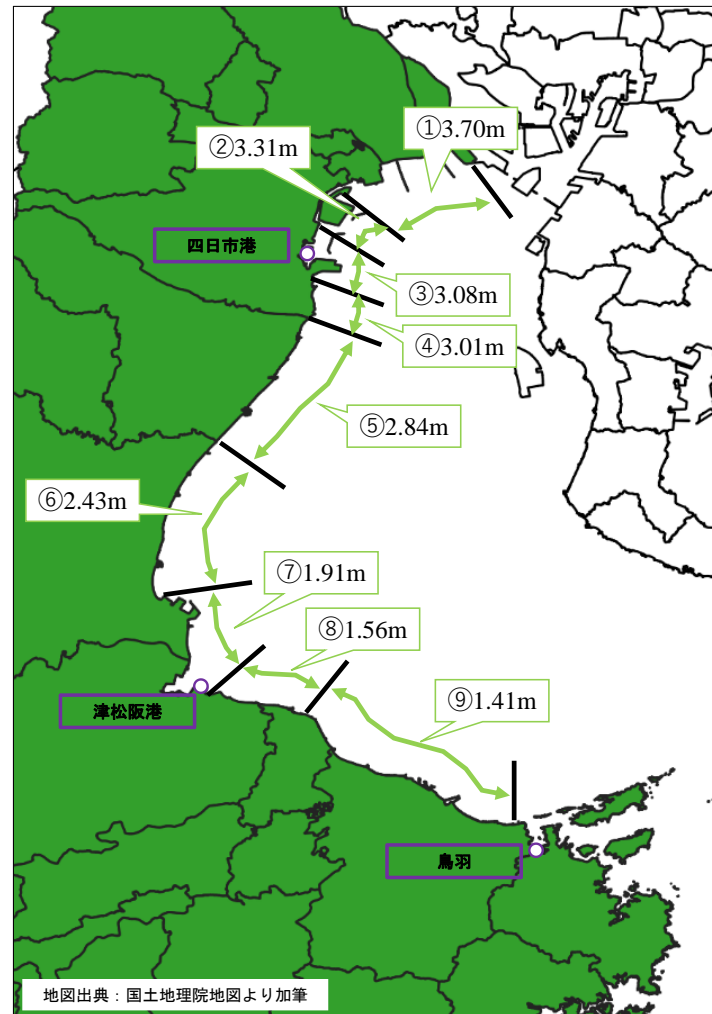
	四日市港	津松阪港	鳥羽	長島港	尾鷲	熊野
検討ケース1 (T.P.+m)	3.897	2.586	2.032	1.757	1.725	1.914
検討ケース2 (T.P.+m)	4.421	3.080	2.471	2.222	2.168	2.334
差分	0.524	0.494	0.439	0.465	0.443	0.420
倍率	1.134	1.191	1.216	1.265	1.257	1.219

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

⑤ 潮位偏差・設計高潮位の区分：三河湾・伊勢湾区間

●【潮位偏差】海岸の特徴や河川の位置を勘案し、行政管理面も含めて地区海岸で境界を設定する



※図中の数字は、**検討ケース2**で計算された潮位偏差を使用した各区分の提案値である。

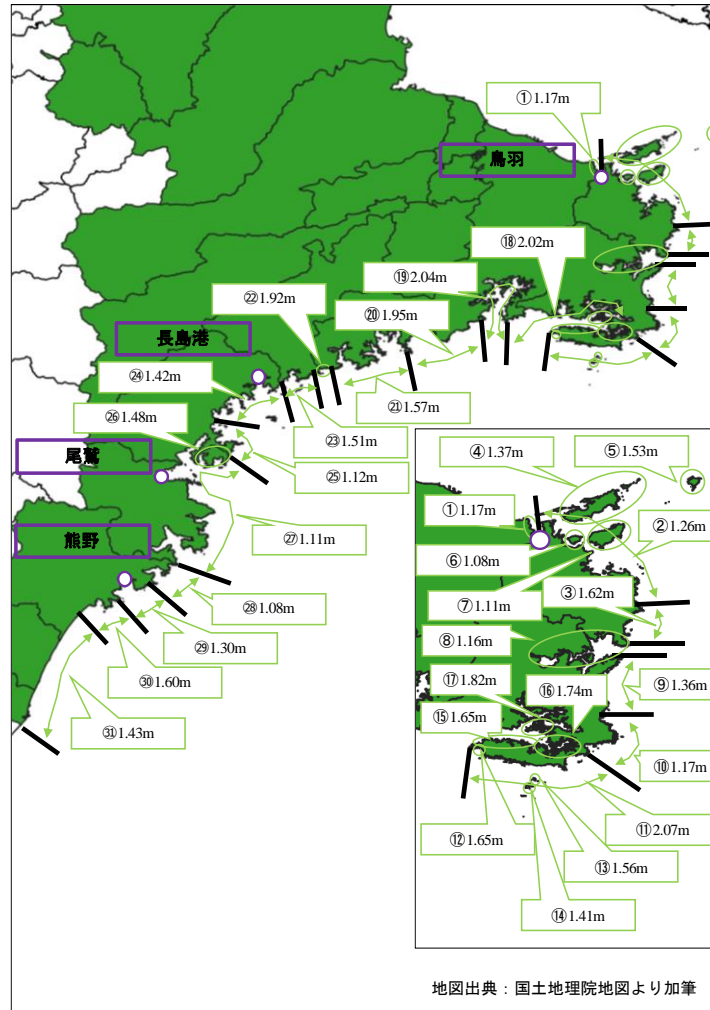
三河湾・伊勢湾区間 潮位偏差

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

⑤ 潮位偏差・設計高潮位の区分: 熊野灘区間

●【潮位偏差】海岸の特徴や河川の位置を勘案し、行政管理面も含めて地区海岸で境界を設定する



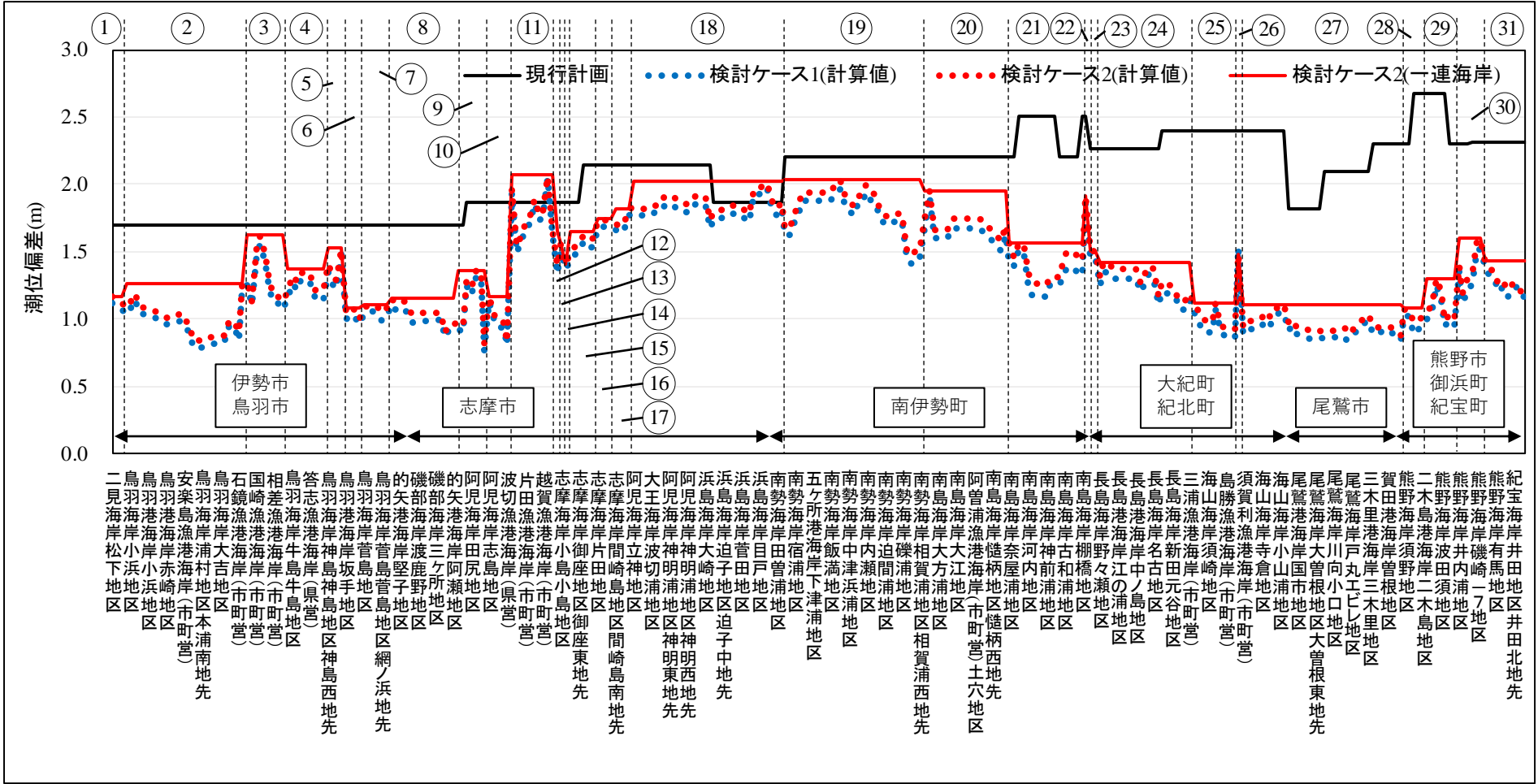
※図中の数字は、検討ケース2で計算された潮位偏差を使用した各区分の提案値である。

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

⑥ 潮位偏差・設計高潮位の区分：熊野灘区間

●【潮位偏差】海岸の特徴や河川の位置を勘案し、行政管理面も含めて地区海岸で境界を設定する



熊野灘区間 潮位偏差

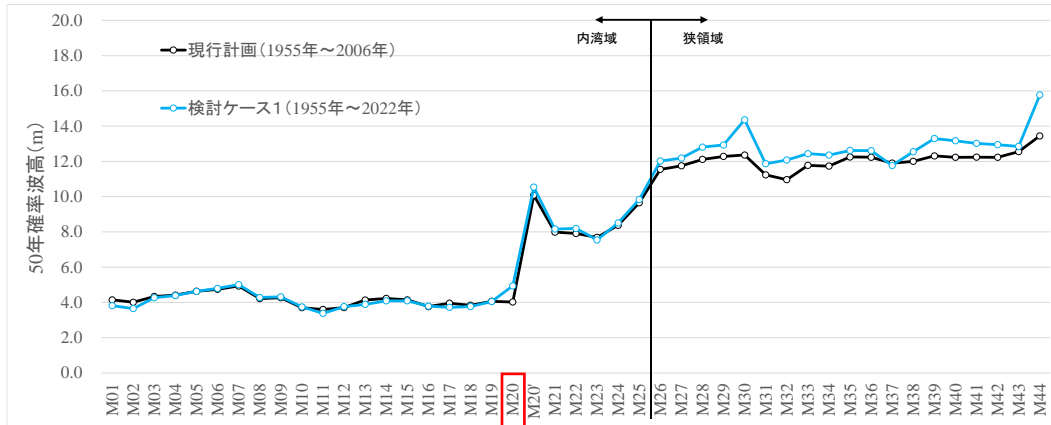
2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

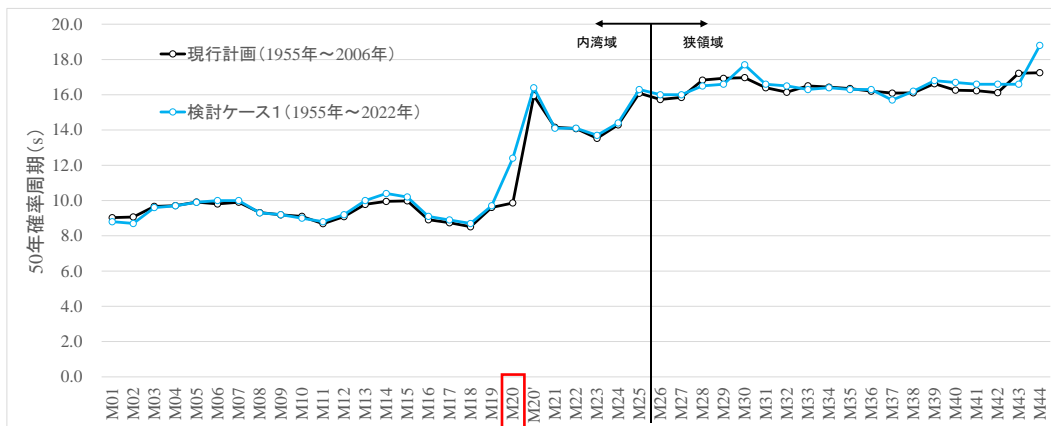
⑦ 波浪

● 現行計画と検討ケース1との比較：内湾域 (M01～M25)

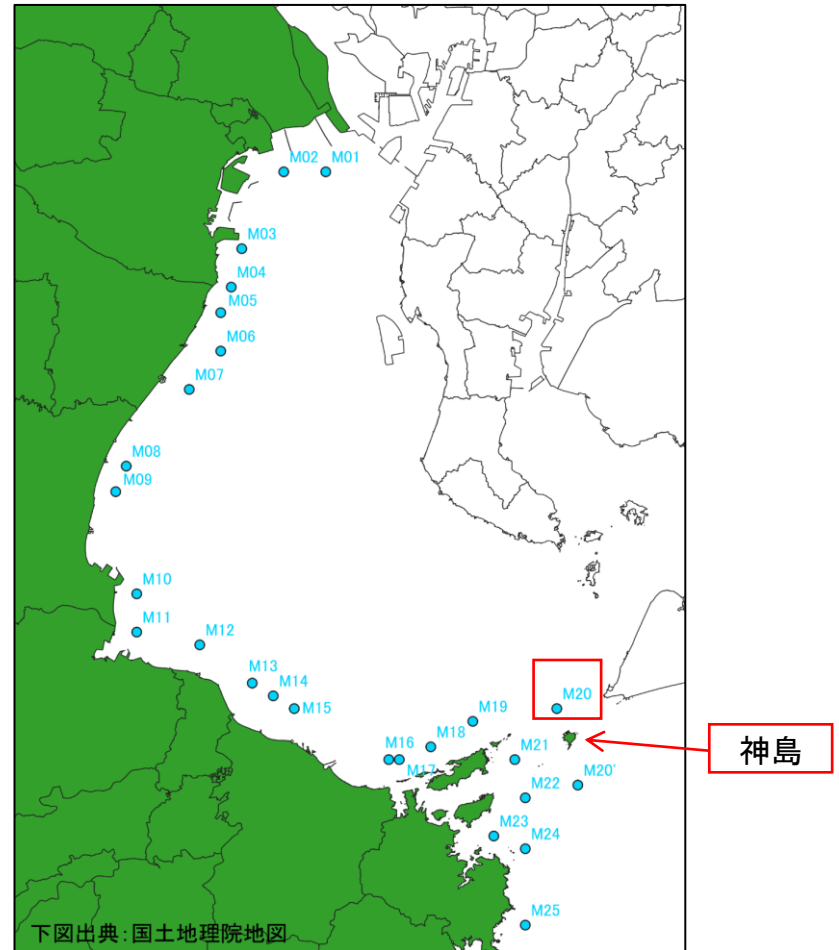
➤ M20以外はほぼ変動がない。



現行計画と本検討との比較：50年確率有義波高



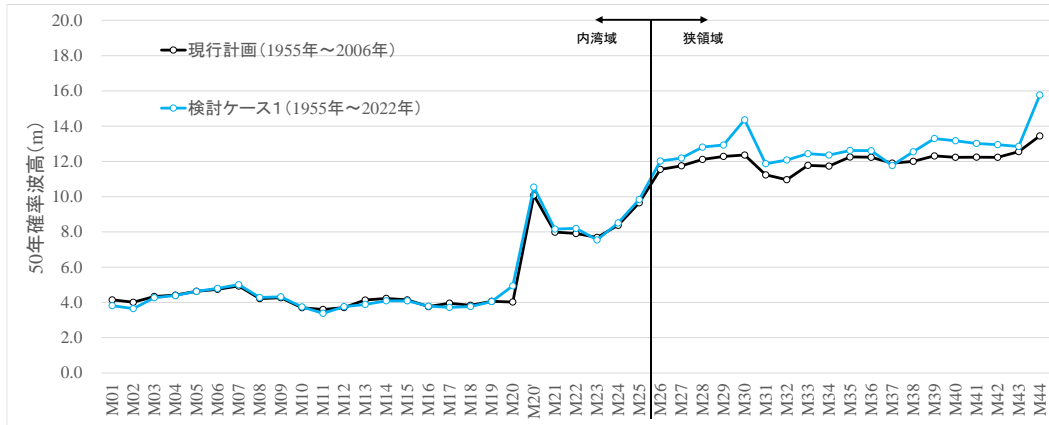
現行計画と本検討との比較：50年確率有義波周期



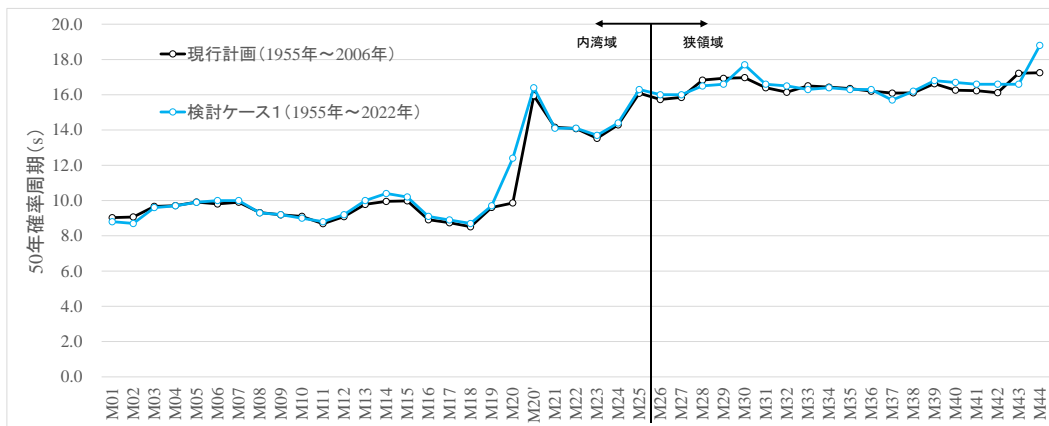
2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

● 現行計画と検討ケース1との比較：狭領域（M26～M44）

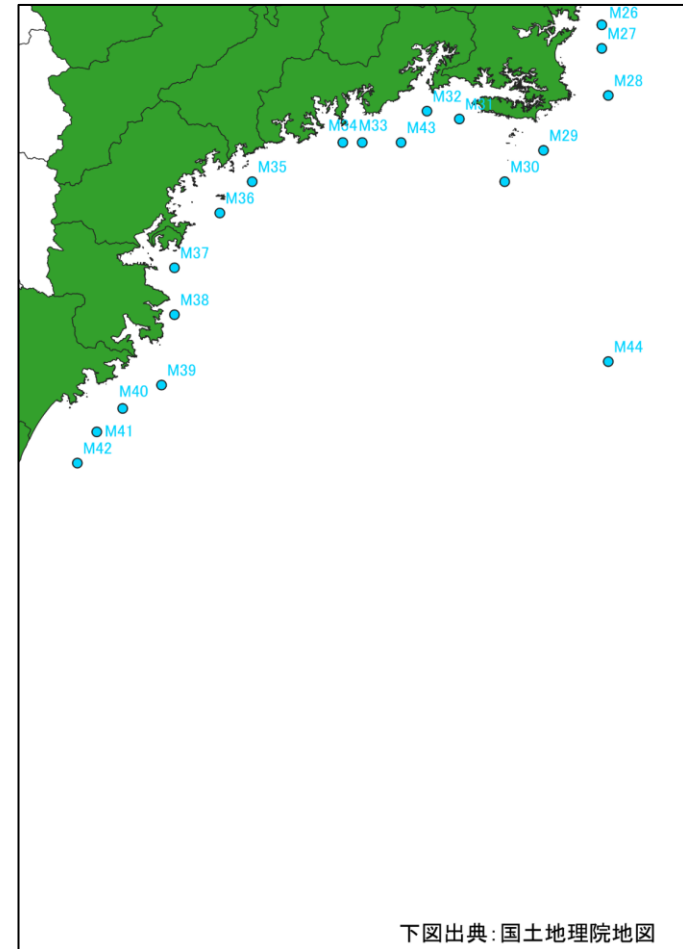
➤ 波浪がやや増大傾向となっている。



現行計画と本検討との比較：50年確率有義波高



現行計画と本検討との比較：50年確率有義波周期



下図出典：国土地理院地図

狭領域

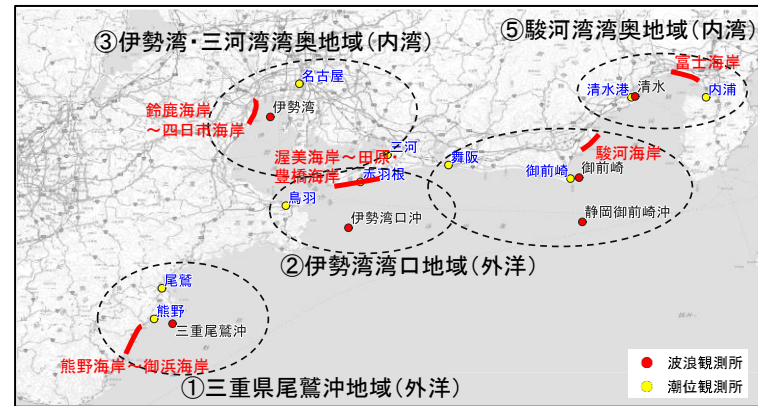
2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定

⑦ 波浪

● 検討ケース2の波浪について

- 検討ケース2の波浪は、アンサンブル気候予測データセット(d4PDF)を利用した過年度検討の成果を活用し倍率をかけることとする。気候変動により統計的に有意な波高上昇(1.00倍~1.01倍)は見られない。
- 高潮推算に伴う波浪の計算結果において、気候変動前後の波浪変動は1.02倍となり、前記検討の結果とほぼ同様であり、統計的に有意な波高上昇は見られない。



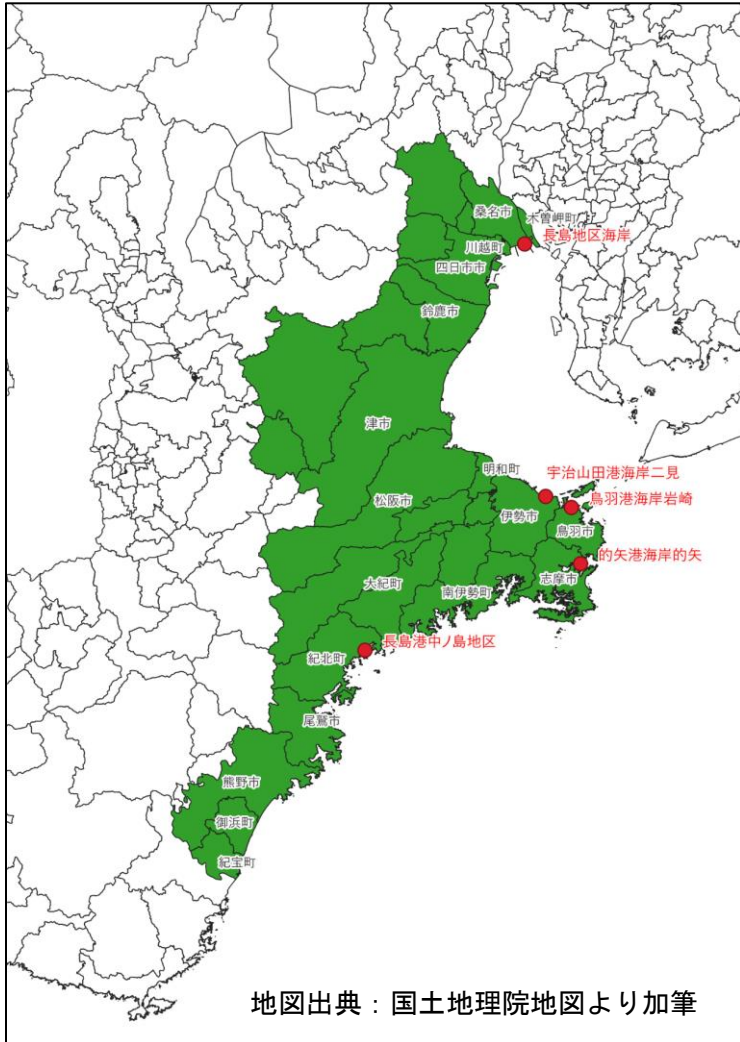
有義波高の変化倍率(代表地点)

シナリオ	再現期間	①三重県尾鷲沖地域(外洋)	②伊勢湾湾口地域(外洋)	③伊勢湾・三河湾湾奥地域(内湾)	出典
高潮推算(伊勢湾台風)	—	1.02倍	1.02倍	1.02倍	本検討

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

(3) 既存施設に対する評価

- 下記に示す5箇所を対象施設として選定し、**検討ケース2**を外力とした既存施設への評価を行った。
- 一部の地区において、**検討ケース2**に必要な天端高を満足せず、計画天端高の見直しが必要である。



海岸名	構造形式	設計高潮位 現行	設計高潮位 検討ケース2	T.P.,m		判定
				計画天端高	必要天端高 検討ケース2	
長島地区海岸	堤防	4.52	5.29	8.50	10.95	不足
宇治山田港海岸二見	堤防	2.51	2.87	3.77	4.84	不足
鳥羽港海岸岩崎	護岸	2.51	2.62	2.77	2.95	不足
的矢港海岸的矢	護岸	2.51	2.52	2.77	3.17	不足
長島港中ノ島地区	護岸	2.84	2.84	3.20	3.06	満足

2. 三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会の検討状況

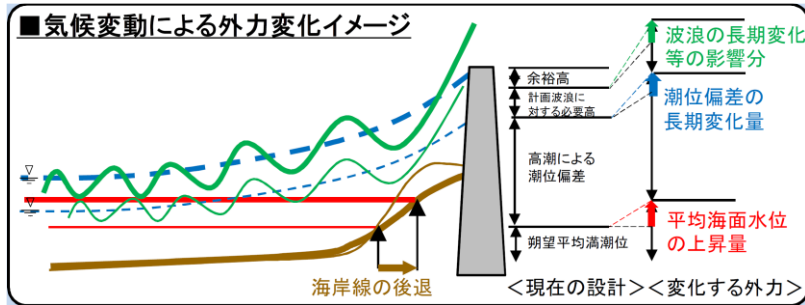
(4) 設計津波(L1津波算出)

- 2100年時点の朔望平均満潮位を用いて設計津波水位を算出する。

(5) 段階的な整備計画

●現場への実装方針

- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言」の考え方をベースにし、「港湾における気候変動適応策の実装方針」を参考とする。



- 30～50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。

【気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言】

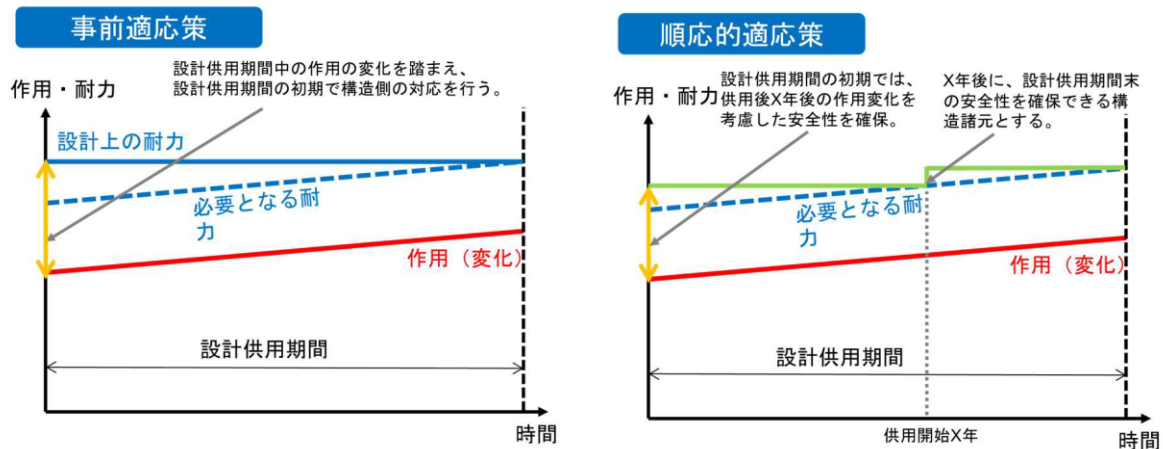


図 13 事前適応策と順応的適応策

【港湾における気候変動適応策の実装方針】

(6) 技術部会からの意見

- 堤防等の防護だけでなく、面的防護などのやり方もあり、養浜の併用等砂浜のことも考える必要がある。砂浜についても考えていって欲しい。
- 技術部会として、防護レベルとして必要な高さ等を整理する。環境・利用に関しては検討委員会とのキャッチボールの中で進めていくことになる。

3. 現行の海岸保全基本計画について

3.1 現行の海岸保全基本基本計画

3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

3.1 現行の海岸保全基本基本計画

3.1 現行の海岸保全基本基本計画

(1) 三河湾・伊勢湾沿岸の基本理念の概要

三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る**伊勢湾台風**等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている**大地震**への不安を払拭すべく、『**災害に強い海岸**』を目指すとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な**自然環境の保全・復元**に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの**多様な場として地域の発展に寄与**するなど、これらが地域の特性をいかしながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。



3.1 現行の海岸保全基本基本計画

(2) 熊野灘沿岸の基本理念の概要

海岸は、国土狭い我が国にあって、その背後に多くの**人口・資産が集中している空間**であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら**生息・生育している貴重な空間**である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、**安全で活力ある地域社会**を実現し、**環境意識の高まりや心の豊かさ**への要求にも対応する海岸づくりが求められている。これらのことから、国民共有の財産として「**美しく、安全で、いきいきした海岸**」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

■ 主な取り組み事例



(3) 環境面の目標

海岸環境の整備及び保全の目標

三河湾・伊勢湾沿岸

■環境の目標

沿岸域における自然環境が、質・量共に生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取り組んでいくものとする。

○目標を達成するための施策

1. 広域的・総合的な取り組み
 - (1) 一体的・計画的な事業の推進
2. 良好な生物・生息環境の保全・復元
 - (1) 良好な自然環境の保全・復元
 - (2) 生物の生息・生物環境に配慮した海岸整備の推進
 - (3) 水質・底質の改善
 - (4) 漂着流木等の対策
3. 海岸環境の保全・復元
 - (1) 自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元
 - (2) 景観に配慮した海岸保全施設の整備
4. 自然と沿岸住民の共生
 - (1) 自然保護活動の推進
 - (2) 沿岸域の文化の保全・継承・創造

熊野灘沿岸

■環境の目標

海岸環境と沿岸住民の生活が共存し、熊野灘沿岸の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくことを目標とする。

○目標を達成するための施策

1. 海岸の支援助地形、自然景観の保全と復元
 - ・人工リーフや養浜等による自然地形の保全・復元
2. 海岸の生態系の保護・保全
 - ・砂浜、藻場等の保全、車両乗り入れ規制等
3. 地域との連携による海岸環境の保全
 - ・海岸清掃活動の推進、漂着ごみ、流木対策等
4. 地域との連携した環境学習の実施
 - ・環境情報の蓄積、共有化、提供等

(4) 利用面の目標

利用

適正な利用の目標

三河湾・伊勢湾沿岸

■利用の目標

背後地の利用状況や利用者のニーズに配慮し、沿岸域の有効かつ適正な利用を目標として、海岸利用の快適性・利便性・有効性を高めるべく整備を行うこととする。

○目標を達成するための施策

1. 沿岸域の有効かつ適正な利用
 - (1) 港湾利用、漁港・漁場利用の促進
 - (2) 多様なメディアによる海岸利用のPR
2. 地域社会に密着した海岸空間の形成
 - (1) アクセスしやすい海岸の整備
 - (2) 各種施設へのユニバーサルデザインの採用
 - (3) 地域文化の保存・継承・創造
 - (4) 快適な海岸利用のための利便設備の整備
 - (5) 周辺地域との連携
3. 様々な海岸利用者の共存
 - (1) 利用者のマナー向上
 - (2) 多様化する海岸利用の共存

熊野灘沿岸

■利用の目標

海岸の利用状況、利用者のニーズに対応し、海岸が有効かつ適正に利用されることを目標とする。

○目標を達成するための施策

1. 歴史・文化遺産の保護と保全
 - ・文化遺産の保護、施設による保全等
2. 海岸へのアクセス施設の整備
 - ・階段やスロープの設置等
3. 地域と連携した海岸利用の促進
 - ・利便施設の整備、利用のルールづくり等

3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

(1) 検討の流れ

外力の算定(高潮対策)

- ・気候変動の影響を考慮した外力の算定
- ・砂浜の順応的管理を視野に入れた対応の検討



施設整備目標の設定

- ・気候変動将来予測の不確実性や施設の耐用年数を考慮した当面の施設整備目標の設定
- ・対策必要区間の抽出

環境・利用との調和



総合的な対策の推進

- ・多重防御
- ・ソフト対策



海岸保全基本計画の変更計画(原案)

3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

(2) 計画変更における留意点

防護と環境

- 自然環境
砂浜や海浜植生、そこに生息する動物の減少などの影響
- 眺望や景観
眺望が阻害されることにより、景観だけでなく観光資源としての影響

防護と利用

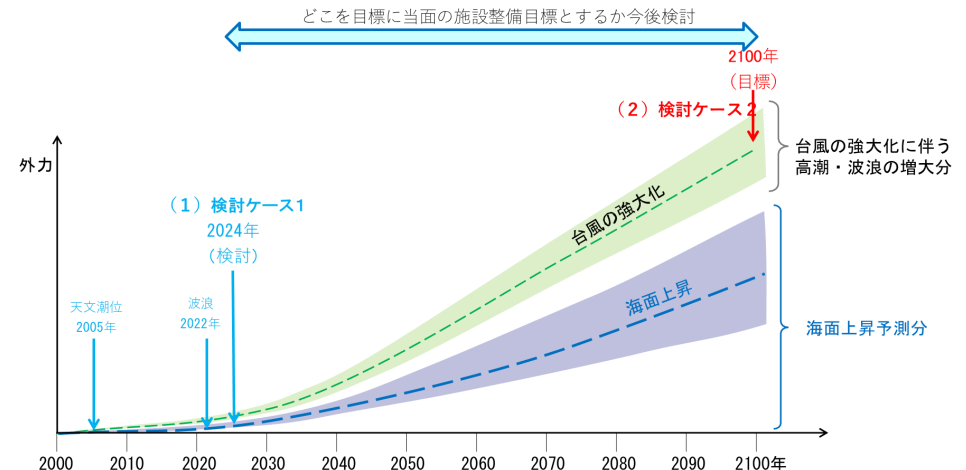
- 海岸利用の利便性自然環境
海浜などへのアクセスが低下する事による海岸利用への影響

防護

- 段階的整備
気候変動の不確実性や施設の耐用年数を考慮した施設防護目標(防護水準)の設定
- 危機管理対策目標
危機管理対策目標の対象外力に対する気候変動の影響を踏まえた総合的な対策



熊野灘沿岸 獅子岩
堤防の嵩上げを行うと、海岸へのアクセスが低下し、景観や観光利用に影響が出る可能性がある。



3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

(3) 「海岸保全基本計画」の主な変更箇所 三河湾・伊勢湾沿岸

●気候変動の影響を考慮した外力の上昇に関連する事項の変更を検討する。

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

3. 海岸の保全の方向に関する事項

3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方

3-2 海岸の防護に関する事項

3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて

3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要

◆第1章の内容を踏まえた、海岸保全施設の整備について検討

次回

次回

“防護の目標”の見直しの方向性

○高潮

- ①これまでの伊勢湾台風規模を基本とした施設整備から、気候変動の影響を考慮した外力の検討
- ②気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討

○津波

- ①気候変動の影響を考慮した外力の検討
 - ②気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討
- 総合的な防災対策
・総合的な津波防災、高潮防災の考え方の更新

今回

環境、利用との調和を踏まえた海岸保全について検討

3.2 海岸保全基本計画変更の方向性

(4) 「海岸保全基本計画」の主な変更箇所 熊野灘沿岸

●気候変動の影響を考慮した外力の上昇、砂浜の順応的管理への対応について関連する事項の変更を検討する。

熊野灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

2. 海岸の保全の方向に関する事項

2-1 海岸の概要

2-2 海岸の現況と課題

2-3 海岸の保全の方向に関する事項

2-4 海岸の防護に関する事項

2-5 海岸環境の整備及び保全に関する事項

2-6 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2-7 施策の実施に向けた役割分担

2-8 ゾーンの設定

2-9 各海岸の整備の方向性

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要

次回

“防護の目標”の見直しの方向性

○高潮

- ①これまでの伊勢湾台風規模を基本とした施設整備から、気候変動の影響を考慮した外力の検討
- ②気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討

○津波

- ①気候変動の影響を考慮した外力の検討
 - ②気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討
- 総合的な防災対策
・総合的な津波防災、高潮防災の考え方の更新

今回

環境、利用との調和を踏まえた海岸保全について検討

次回

◆第1章の内容を踏まえた、海岸保全施設の整備について検討

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目次

はじめに

海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 計画の背景	6
I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨	6
I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント	7
I-3 平成 26 年海岸法改正のポイント	7
I-4 海岸保全の計画制度	8
II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～	9
II-1 海岸保全基本方針の概要	9
II-2 海岸保全基本計画の作成	10
III. 基本計画の変更にあたって	13

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要	15
1-1 海岸の概要	15
1-2 海岸整備の経緯	16
1-3 三河湾・伊勢湾の地勢	17
1-4 沿岸の気象	17
1-5 沿岸市町村の人口分布	18
1-6 沿岸域の歴史	18
1-7 沿岸域の地質	20
2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題	21
2-1 防護面から見た現況と課題	21
2-2 環境面から見た現況と課題	38
2-3 利用面から見た現況と課題	57
2-4 沿岸域に対する住民の意識	70
2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード	82
3. 海岸の保全の方向に関する事項	83
3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方	83
3-2 海岸の防護に関する事項	85
3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	89
3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	91
3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて	93
3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性	95

- ・海岸延長の更新
- ・気候変動による影響を明示的に考慮した対策への転換(追記)

- ・気候変動の影響を踏まえた防護水準、ハードとソフト面を組み合わせた対策、侵食メカニズムに基づく侵食対策、順応的砂浜の管理、海面上昇等を考慮した対応(追記)

- ・気候変動による影響を考慮した対策への転換(追記)
- ・令和 6 年度変更履歴(追記)
- ・委員名簿及び部会員名簿の更新

- ・海岸延長の更新

- ・気候変動による影響を考慮した対策への転換(追記)

- ・海岸延長、平均水深、流域人口の更新

- ・年平均気温の更新
- ・三重県内の月別平均気温、月別平均降水量データの更新

- ・三重県沿岸市町における人口関連データの更新

- 2-2-1 多様な自然環境
 - ・藻場面積の近年の推移(追記)
- 2-2-3 湾内の水質の汚濁
 - ・環境基準(COD)の達成率、三海域の環境基準(全窒素・全りん)の達成率、三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量(COD)、三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量(窒素・りん)、生活排水処理率、貧酸素水塊の分布、黒潮発生状況、赤潮発生状況の更新及びそれに伴う文言の修正

- 2-3-1 多様な産業活動
 - ・愛知県及び三重県の沿岸域産業の更新
 - ・三河湾、伊勢湾の漁港数の更新
 - ・文言修正及び三重県漁業生産推移データの更新
 - ・プレジャーボートのデータ更新

- ・気候変動による影響を考慮した防護水準の設定および海岸保全施設の整備(追記)

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点①(p.4~p.5)

旧

はじめに

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約700kmの区域である。

当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国固有の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。

海岸は陸域と海城の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水城環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。

このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。

しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後50年以上経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。

一方、平成11年に改正された「海岸法」では、これまでの「災害からの海岸の防護」に加えて「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。

そのような中で、平成23年3月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という2つの外力レベルの考え方が国から提示された。

また、平成26年6月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。

これらを踏まえ、平成27年12月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。

新

はじめに

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約699kmの区域である。

当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国固有の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。

海岸は陸域と海城の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水城環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。

このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。

しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後50年以上経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。

一方、平成11年に改正された「海岸法」では、これまでの「災害からの海岸の防護」に加えて「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。

そのような中で、平成23年3月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という2つの外力レベルの考え方が国から提示された。

また、平成26年6月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。これらを踏まえ、平成27年12月に、海岸保全基本計画の変更が行われた。

さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言(令和2年7月)を踏まえ、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正されるとともに、令和3年8月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。三重県は国の方針に基づき、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強大化等を踏まえ、海岸保全施設等の計画外力の設定に必要な技術基準などを見直し、ハード対策やソフト対策を組み合わせて、気候変動適応策を具体化する検討を進めている。なお、基準の見直しにあたっては、気候変動により2℃上昇した場合を基本とする。

これらを踏まえ、令和7年XX月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点②(p.9)

旧

新

II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成

II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成

II-1 海岸保全基本方針の概要

II-1 海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的理念が掲げられており、この理念に基づき、海岸防護や海岸環境の整備および保全、海岸における公衆の適正な利用についての基本方針が定められており、平成26年の海岸法の一部改正をうけ平成27年2月に変更された。

海岸保全基本方針には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的理念が掲げられており、この理念に基づき、海岸防護や海岸環境の整備および保全、海岸における公衆の適正な利用についての基本方針が定められており、平成26年の海岸法の一部改正をうけ平成27年2月に変更された。さらに、令和2年11月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策へ転換する海岸保全基本方針が示された。

海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針の概要

I 海岸保全基本方針に定める事項

I 海岸保全基本方針に定める事項

1 海岸の保全に関する基本的な指針

1 海岸の保全に関する基本的な指針

1) 海岸の保全に関する基本理念

1) 海岸の保全に関する基本理念

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

2) 海岸の保全に関する基本的な事項 ～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進

2) 海岸の保全に関する基本的な事項 ～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進

① 海岸の防護に関する基本的な事項

① 海岸の防護に関する基本的な事項

～地域を守る安全な海岸の整備

～地域を守る安全な海岸の整備

- ・ 施設整備による対策
- ・ 海水が堤防を越流した場合の被害軽減
- ・ 防災システムの整備
- ・ 水門・陸間等の現場操作員の安全を確保
- ・ 広域的視点からの侵食対策

- ・ 気候変動の影響による外力の変化を考慮した防護水準に対する施設整備による対策
- ・ 海水が堤防を越流した場合の被害軽減
- ・ ハード面の対策とソフト面の対策を組み合わせた総合的な津波、高潮対策
- ・ 水門・陸間等の現場操作員の安全を確保
- ・ 侵食メカニズムの設定と将来予測に基づく侵食対策
- ・ 順応的砂浜管理と広域的視点からの侵食対策

② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

～自然と共生する海岸の保全と整備

～自然と共生する海岸の保全と整備

- ・ 多様な生物の生息・生育の場となる海岸
- ・ 海岸環境の保全
- ・ 車の乗入れの規制
- ・ 油流出事故への対応

- ・ 多様な生物の生息・生育の場となる海岸
- ・ 海岸環境の保全
- ・ 車の乗入れの規制
- ・ 油流出事故への対応

③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～多様なニーズに対応した海岸の実現

～多様なニーズに対応した海岸の実現

- ・ 多様な海岸利用
- ・ 対処すべき問題
- ・ 海岸利用増進のための施策

- ・ 多様な海岸利用
- ・ 対処すべき問題
- ・ 海岸利用増進のための施策

④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

～防護・環境・利用の調和した施設整備

～防護・環境・利用の調和した施設整備

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・ 安全な海岸の整備
- ・ 自然豊かな海岸の整備
- ・ 親しまれる海岸の整備

- ・ 安全な海岸の整備
- ・ 自然豊かな海岸の整備
- ・ 親しまれる海岸の整備

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項

⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項

～行政・地域が一体となった広範な取組みの施策

～行政・地域が一体となった広範な取組みの施策

- ・ 広域的・総合的な視点からの取組みの推進
- ・ 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- ・ 調査・研究の推進

- ・ 気候変動による海面上昇等を考慮した対応
- ・ 広域的・総合的な視点からの取組みの推進
- ・ 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- ・ 調査・研究の推進

2 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

2 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進

II 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然の豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

II 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然の豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

III 海岸保全基本方針は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

III 海岸保全基本方針は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点③(p.13)

旧

新

Ⅲ. 基本計画の変更にあたって

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定
の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止
による災害応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。

愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方が国から示
されたこと、さらには、平成21年10月に来襲した台風18号により愛知県沿岸部に高潮被害
が生じたことを踏まえ、「東海地震・南海地震等被害予測調査」(平成23年度～平成25年度)
、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」(平成23年度～平成24年度)
を実施し、津波、高潮に対する被害予測、海岸の防護水準や防災の考え方などに関する検討を
行なうとともに、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指す「第3次あいち
地震対策アクションプラン」を平成26年12月に公表した。

また、三重県では東日本大震災の経験、反省、教訓を踏まえ、国から示された地震・津波に
関する新たな知見や考え方に基づき、「三重県地震被害想定調査」(平成24年度～平成25年度)
を実施し、南海トラフ地震の発生による地震・津波被害から県民の命を守り抜くため「三重県
新地震・津波対策行動計画」を平成26年3月に公表した。

また、平成26年12月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係
政令の整備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸
保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項および海岸
保全施設の維持又は修繕に関する事項が規定された。

以上を踏まえ、主に津波からの防護面に関しての新たな知見や総合的な津波防災への考え方
に従い、『三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」
および「海岸保全施設の整備に関する事項」を見直し、本計画を変更するものである。

◎ 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更履歴

- 平成15年3月 策定：愛知県・三重県 共同策定
- 平成20年8月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成20年11月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成23年2月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成27年12月 変更：愛知県・三重県 東日本大震災(平成23年3月11日)を契機と
した新たな知見の反映

変更にあたっては、防護、環境、利用の観点から、新たな知見を踏まえた計画変更をするに
あたり学識者や有識者の意見を聞く場として、愛知県海岸保全基本計画検討委員会を設置した。

また、海岸の防護に関する技術的検討事項の議論を行う場として、技術部会を設置した。

愛知県海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成26年8月21日
第2回	平成26年11月27日
第3回	平成27年2月5日

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 開催実績

	開催日
第1回	平成26年10月24日
第2回	平成26年11月21日

Ⅲ. 基本計画の変更にあたって

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害
想定限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止
による災害応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。

愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方が国から示
されたこと、さらには、平成21年10月に来襲した台風18号により愛知県沿岸部に高潮被害
が生じたことを踏まえ、「東海地震・南海地震等被害予測調査」(平成23年度～平成25年度)
、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」(平成23年度～平成24年度)
を実施し、津波、高潮に対する被害予測、海岸の防護水準や防災の考え方などに関する検討を
行なうとともに、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指す「第3次あいち
地震対策アクションプラン」を平成26年12月に公表した。

また、三重県では東日本大震災の経験、反省、教訓を踏まえ、国から示された地震・津波に
関する新たな知見や考え方に基づき、「三重県地震被害想定調査」(平成24年度～平成25年度)
を実施し、南海トラフ地震の発生による地震・津波被害から県民の命を守り抜くため「三重県
新地震・津波対策行動計画」を平成26年3月に公表した。

また、平成26年12月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係
政令の整備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸
保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項および海岸
保全施設の維持又は修繕に関する事項が規定された。

さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言(令和2年7月)を踏まえ、過去のデ
ータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11
月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定
める省令が一部改正されるとともに、令和3年8月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施
設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。

以上を踏まえ、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、『三河湾・伊勢湾沿岸
海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」および「海岸保全施設の整
備に関する事項」を見直し、本計画を変更するものである。

◎ 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更履歴

- 平成15年3月 策定：愛知県・三重県 共同策定
- 平成20年8月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成20年11月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成23年2月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成27年12月 変更：愛知県・三重県 東日本大震災(平成23年3月11日)を契機
とした新たな知見の反映
- 令和7年XX月 変更：愛知県・三重県 気候変動による影響を考慮した対策への転換

変更にあたっては、防護、環境、利用の観点から、新たな知見を踏まえた計画変更をするに
あたり学識者や有識者の意見を聞く場として、愛知県海岸保全基本計画検討委員会を設置した。

また、海岸の防護に関する技術的検討事項の議論を行う場として、技術部会を設置した。

愛知県海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成26年8月21日
第2回	平成26年11月27日
第3回	平成27年2月5日

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 開催実績

	開催日
第1回	平成26年10月24日
第2回	平成26年11月21日

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点④(p.14)

旧

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会副委員長
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	植物学	
奥野 信宏	中京大学教授	公共経済	
日登 弘	名古屋港水族館館長	海洋生物生態学	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
山内 均	愛知県観光協会 専務理事	観光	
降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然保護	
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
佐原 光一	豊橋市長	行政	
綱原 康正	西尾市長	行政	
鈴木 克幸	田原市長	行政	
服部 彰文	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
川崎 浩司	名城大学 特任教授	沿岸城工学	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	

三重県海岸保全基本計画意見聴取者名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	
石原 義明	海の博物館 館長	環境	
花尻 薫	七里御浜海岸の自然を守る会	環境	
加治佐 隆光	三重大学生物資源学部水資源工学 教授	利用	
小浦 嘉門	鳥羽磯部漁業協同組合桃取支所 理事	利用	

※ 敬称略

新

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会副委員長
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	植物学	
奥野 信宏	中京大学教授	公共経済	
日登 弘	名古屋港水族館館長	海洋生物生態学	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
山内 均	愛知県観光協会 専務理事	観光	
降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然保護	
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
佐原 光一	豊橋市長	行政	
綱原 康正	西尾市長	行政	
鈴木 克幸	田原市長	行政	
服部 彰文	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
川崎 浩司	名城大学 特任教授	沿岸城工学	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	

三重県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿

氏名	所属等	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	
富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 減災研究連携領域 教授	
松田 浩一	三重大学大学院生物資源学研究所 教授	
服部 弘	三重県漁業協同組合連合会 常任理事	第1回
植地 基方		第2、3回
平賀 大藏	鳥羽市立海の博物館 館長	

三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿

氏名	所属等	備考
富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 減災研究連携領域 教授	
加藤 史訓	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官	※1
本多 和彦	国土交通省 国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部 港湾・沿岸防災研究室長	

※1: 就任時は国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長

※ 敬称略

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑤(p.15)

旧

新

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要

1-1 海岸の概要

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬を起点とし、三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約700km(愛知県部分約549km、三重県部分151km)の区域であり、沿岸市町は愛知県側は14市4町1村、三重県側は6市3町となっている。

当沿岸は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園、その他県立自然公園の指定や河口干潟等、豊かな自然環境と優れた景観、貴重な文化財等が数多く分布している貴重な空間となっている。

一方、当沿岸には東海地方の主要都市が位置し、背後では土地利用の高度化・都市化による人口・資産の集積が進展している。しかし、昭和28年から38年にかけて高潮対策事業等により築造された海岸堤防が築後50年以上経過し、一部、老朽化が著しくなっている箇所も見られるとともに、阪神・淡路大地震による被害を教訓として、海岸保全施設の耐震性の向上、近い将来に発生が予測される南海トラフを震源とする地震に対する防災体制の確立などの対策が必要となっている。

本計画の対象範囲

愛知県田原市伊良湖岬～三重県伊勢市二見町神前岬
(海岸線約700km うち要保全海岸延長約483km)

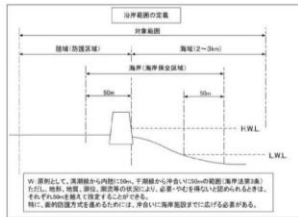
対象となる沿岸市町村

愛知県(14市4町1村)

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、東浦町、半田市、武豊町、南知多町、美浜町、常滑市、知多市、東海市、名古屋市長、飛島村、弥富市

三重県(6市3町)

木曾岬町、桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市



所管別海岸保全区域延長

単位: m

	愛知県	三重県	合計
国土交通省 水管理・国土保全局	152,564	44,232	196,796
国土交通省 港湾局	109,055	54,195	163,250
農林水産省 水産庁	63,874	22,605	86,479
農林水産省 農村振興局	34,118	1,522	36,350
合計	359,611	122,554	482,875

※ 愛知県の水管理・国土保全局、農林振興局共管区間1,767mは、水管理・国土保全局に計上

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要

1-1 海岸の概要

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬を起点とし、三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約699km(愛知県部分約549km、三重県部分150km)の区域であり、沿岸市町は愛知県側は14市4町1村、三重県側は6市3町となっている。

当沿岸は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園、その他県立自然公園の指定や河口干潟等、豊かな自然環境と優れた景観、貴重な文化財等が数多く分布している貴重な空間となっている。

一方、当沿岸には東海地方の主要都市が位置し、背後では土地利用の高度化・都市化による人口・資産の集積が進展している。しかし、昭和28年から38年にかけて高潮対策事業等により築造された海岸堤防が築後50年以上経過し、一部、老朽化が著しくなっている箇所も見られるとともに、阪神・淡路大地震による被害を教訓として、海岸保全施設の耐震性の向上、近い将来に発生が予測される南海トラフを震源とする地震に対する防災体制の確立などの対策が必要となっている。

本計画の対象範囲

愛知県田原市伊良湖岬～三重県伊勢市二見町神前岬
(海岸線約699km うち要保全海岸延長約483km)

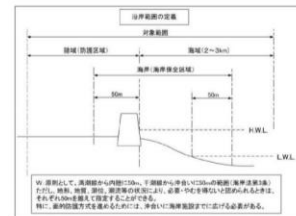
対象となる沿岸市町村

愛知県(14市4町1村)

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、東浦町、半田市、武豊町、南知多町、美浜町、常滑市、知多市、東海市、名古屋市長、飛島村、弥富市

三重県(6市3町)

木曾岬町、桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市



所管別海岸保全区域延長

単位: m

	愛知県	三重県	合計
国土交通省 水管理・国土保全局	152,564	44,232	196,796
国土交通省 港湾局	109,055	54,195	163,250
農林水産省 水産庁	63,874	22,605	86,479
農林水産省 農村振興局	34,118	1,522	36,350
合計	359,611	122,554	482,875

※ 愛知県の水管理・国土保全局、農林振興局共管区間1,767mは、水管理・国土保全局に計上

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑤(p.15)

旧

新



1-2 海岸整備の経緯

三河湾・伊勢湾の沿岸域は昔から、台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。1944(昭和19)年の東南海地震・1946(昭和21)年の南海地震による地震・津波災害、そして1953(昭和28)年に来襲した13号台風は沿岸域に大打撃を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始されることとなる。

しかしその欠先、1959(昭和34)年に来襲した伊勢湾台風は再び沿岸域に大きな被害をもたらす事となる。13号台風以降海岸堤防の改良復旧が進められてきた三重県中勢地域では、海岸災害による被害は僅少であったが、伊勢湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大被害を引き起こした。これにより沿岸域において、高潮等からの防護を目的としたコンクリート堤防による復旧・整備が急速に進められることとなった。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、13号台風以後の高潮対策事業等(昭和28～38年)により築造されたものがほとんどであり、築後50年以上を経過し、老朽化が進んでいる場所もみられる。

また、近年は沿岸域の防護のためだけでなく、自然環境の保全を図り、住民に親しまれるような海岸の整備が求められるようになり、1999(平成11)年に改定された海岸法に示す「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」の認識のもと、沿岸域の整備が進められてきた。

さらに、平成23年の東日本大震災における甚大な津波被害を契機として、平成26年6月には海岸法の改正がなされ、津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることとされた。

1-2 海岸整備の経緯

三河湾・伊勢湾の沿岸域は昔から、台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。1944(昭和19)年の東南海地震・1946(昭和21)年の南海地震による地震・津波災害、そして1953(昭和28)年に来襲した13号台風は沿岸域に大打撃を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始されることとなる。

しかしその欠先、1959(昭和34)年に来襲した伊勢湾台風は再び沿岸域に大きな被害をもたらす事となる。13号台風以降海岸堤防の改良復旧が進められてきた三重県中勢地域では、海岸災害による被害は僅少であったが、伊勢湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大被害を引き起こした。これにより沿岸域において、高潮等からの防護を目的としたコンクリート堤防による復旧・整備が急速に進められることとなった。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、13号台風以後の高潮対策事業等(昭和28～38年)により築造されたものがほとんどであり、築後50年以上を経過し、老朽化が進んでいる場所もみられる。

また、近年は沿岸域の防護のためだけでなく、自然環境の保全を図り、住民に親しまれるような海岸の整備が求められるようになり、1999(平成11)年に改定された海岸法に示す「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」の認識のもと、沿岸域の整備が進められてきた。

さらに、平成23年の東日本大震災における甚大な津波被害を契機として、平成26年6月には海岸法の改正がなされ、津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることとされた。

さらに、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更され、令和3年8月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法が示された。

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑦(p.17)

旧

新

1-3 三河湾・伊勢湾の地勢

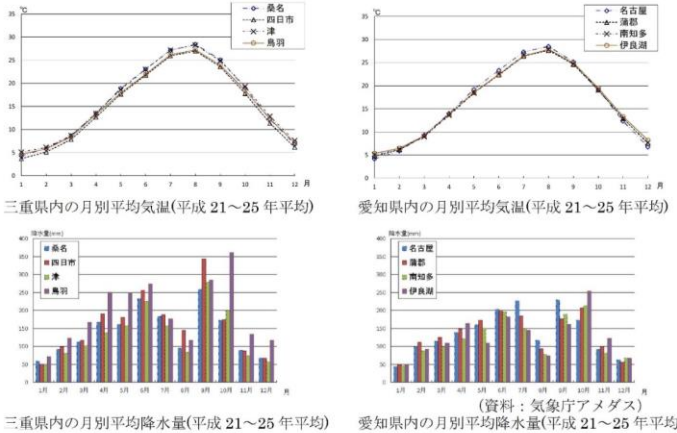
三河湾・伊勢湾は、海岸線延長 700km、水域面積 2,342k m²の規模を持つ日本最大級の内湾である。流域面積も東京湾、大阪湾に比べて広い。一方で、平均水深は、東京湾、大阪湾に比べて浅く、容積は最小である。

	三河湾・伊勢湾	東京湾	大阪湾	備考
海岸線延長(km)	700 ¹⁾	775 ²⁾	437 ²⁾	
水域面積(k m ²)	2,342 ³⁾	1,380 ³⁾	1,447 ³⁾	() は水面積に対する割合
-10m 以浅面積(k m ²)	612(22%) ³⁾	308(26%) ³⁾	106(7%) ³⁾	
埋立面積(k m ²) (昭和 20 年 8 月～平成 3 年 3 月)	79(13%) ⁴⁾	157(26%) ⁴⁾	85(14%) ⁴⁾	() は全国比
平均水深(m)	16.8 ³⁾	38.6 ³⁾	27.5 ³⁾	伊勢湾は伊良湖岬から
容積(億 m ³)	394 ³⁾	621 ³⁾	440 ³⁾	鳥羽市を結ぶ北側の海域
流域面積(k m ²)	18,135 ⁵⁾	7,597 ⁵⁾	5,766 ⁵⁾	
流域人口(千人)	10,892 ⁶⁾	29,060 ⁶⁾	19,340 ⁶⁾	

資料：
 1) 愛知県、三重県資料より整理
 2) 国土交通省水管理・国土保全局編「海岸統計」(平成 25 年度版)
 3) 中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会(平成 16 年 11 月 2 日)資料
 4) 運輸省第三港湾建設局「大阪湾環境図説」(1996.3)
 5) 平成 21 年 10 月 1 日現在「全国都道府県市区町村別面積調」より作成
 6) 平成 22 年 3 月 31 日現在「住民基本台帳人口」より作成
 7) 平成 17 年 3 月 31 日現在各都県の住民基本台帳
 注) 原則として、各湾の範囲は、東京湾は剣崎から洲崎を結ぶ北側の海域、大阪湾は明石海峡(明石市東境界)・紀淡海峡(和歌山県界)・淡路島および本州で囲まれた海域で、海岸線延長には、淡路島を含む。伊勢湾は伊良湖岬から神前岬を結ぶ北側の海域
 ※上表のうち、資料 3)～7)の値は、伊勢湾環境データベース(中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP)で公開されている値を引用。
 1)、2)は本計画書でデータを更新した。

1-4 沿岸の気象

三河湾・伊勢湾沿岸に位置する市町村の気候は、年平均気温約 15～16℃と比較的温暖な気候である。三河湾、伊勢湾沿岸における差異はほとんど見られない。また、降水量は冬季は少なく、梅雨および台風期に多い傾向となる。



1-3 三河湾・伊勢湾の地勢

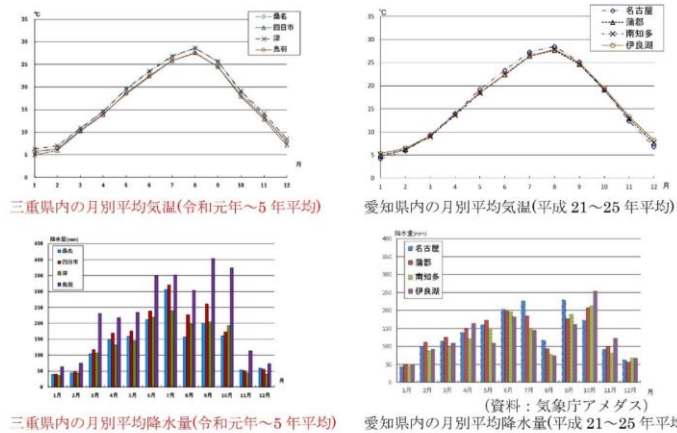
三河湾・伊勢湾は、海岸線延長 699km、水域面積 2,342k m²の規模を持つ日本最大級の内湾である。流域面積も東京湾、大阪湾に比べて広い。一方で、平均水深は、東京湾、大阪湾に比べて浅く、容積は最小である。

	三河湾・伊勢湾	東京湾	大阪湾	備考
海岸線延長(km)	699 ¹⁾	775 ²⁾	437 ²⁾	
水域面積(k m ²)	2,342 ³⁾	1,380 ³⁾	1,447 ³⁾	() は水面積に対する割合
-10m 以浅面積(k m ²)	612(22%) ³⁾	308(26%) ³⁾	106(7%) ³⁾	
埋立面積(k m ²) (昭和 20 年 8 月～平成 3 年 3 月)	79(13%) ⁴⁾	157(26%) ⁴⁾	85(14%) ⁴⁾	() は全国比
平均水深(m)	17 ³⁾	38.6 ³⁾	27.5 ³⁾	伊勢湾は伊良湖岬から
容積(億 m ³)	394 ³⁾	621 ³⁾	440 ³⁾	鳥羽市を結ぶ北側の海域
流域面積(k m ²)	18,135 ⁵⁾	7,597 ⁵⁾	5,766 ⁵⁾	
流域人口(千人)	10,734 ⁶⁾	29,060 ⁶⁾	19,340 ⁶⁾	

資料：
 1) 国土交通省水管理・国土保全局編「海岸統計」(令和 5 年度版)
 2) 国土交通省水管理・国土保全局編「海岸統計」(平成 25 年度版)
 3) 中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会(平成 16 年 11 月 2 日)資料
 4) 運輸省第三港湾建設局「大阪湾環境図説」(1996.3)
 5) 【統計】令和 5 年住民基本台帳人口・世帯数、令和 4 年人口動態(市区町村別)より作成
 6) 平成 17 年 3 月 31 日現在各都県の住民基本台帳
 7) 伊勢湾環境データベース(伊勢湾の環境・伊勢湾の概要 | 伊勢湾環境データベース (isewan-db.go.jp))
 注) 原則として、各湾の範囲は、東京湾は剣崎から洲崎を結ぶ北側の海域、大阪湾は明石海峡(明石市東境界)・紀淡海峡(和歌山県界)・淡路島および本州で囲まれた海域で、海岸線延長には、淡路島を含む。伊勢湾は伊良湖岬から神前岬を結ぶ北側の海域
 ※上表のうち、資料 3)～7)の値は、伊勢湾環境データベース(中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP)で公開されている値を引用。
 1)、5)、7)は本計画書でデータを更新した。

1-4 沿岸の気象

三河湾・伊勢湾沿岸に位置する市町村の気候は、年平均気温約 15～17℃と比較的温暖な気候である。三河湾、伊勢湾沿岸における差異はほとんど見られない。また、降水量は冬季は少なく、梅雨および台風期に多い傾向となる。



4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑧(p.18)

旧

1-5 沿岸市町村の人口分布

沿岸域の市町村には、愛知県では県内の人口の約 50%、三重県では約 70%が居住している。両県とも、人口の増減率は県全体と比較して高く、人口密度も高い傾向にある。

愛知県における沿岸市町村の人口および人口密度・増減率

市町村	人口(人)	県総数に対する割合(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	前回(平成17年)から増減率(%)
愛知県	7,410,719	100.00	5,164.04	1,434.80	2.20
沿岸域計	3,889,380	52.48	1,574.21	2,470.69	3.45

三重県における沿岸市町村の人口および人口密度・増減率

市町村	人口(人)	県総数に対する割合(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	前回(平成17年)から増減率(%)
三重県	1,854,724	100.00	5,777.27	321.04	-0.66
沿岸域計	1,275,074	68.75	2,145.32	594.35	0.31

資料：平成22年国勢調査報告

1-6 沿岸域の歴史

古代

伊勢湾は、古代からの呼び名は「東海」である。これはヤマト王権が置かれた飛鳥から東に位置した最初の海であったからである。特に、三輪山の麓を走る北緯34度32分線上には、多くの日置や伊勢の斎宮後などの遺跡が並び「太陽の道」と呼ばれており、大和から伊勢に神宮が移された基線と考えられている。このことは朝日が海から最初に輝く地として、伊勢の海が意識されていたことを物語る。この伊勢・志摩の海は『日本書紀』では、「常世(とこよ)の波の重波(しきなみの)寄せる」地であった。また「御饗(みつけ)国」といわれ、これは海の幸の豊富さからの命名であろう。

中世

陸上の街道の発展と同様に海上の交通も大きく発展し、年貢米などの重い物の運送には海路が利用され、古代以来、尾張・三河の御厨から伊勢神宮へ、伊勢湾をわたって贄が運ばれた事が知られている。また、年貢の輸送以外に陶器の流通にも利用され、窯の散在する知多半島各所から「小廻船(湾内航行)」によって伊勢の大湊などの拠点となる港に陶器を集め、「大廻船(外洋湾内)」に積みかえて遠隔地への輸送が行われていた。

さらに、伊勢湾内の航路は物資の輸送のみではなく、人の移動にも利用された。大永2(1522)年、連歌師の宗長は駿河から京へ向かうさい、戦乱の矢作・八橋を避けて、海路刈谷にはいり常滑を経て野間から大湊へ渡った。伊勢湾沿岸には多くの港が存在し、相互に連絡されていた。



交通路略図(近世)
資料：「愛知県の歴史」(山川出版社)

近世

慶長6(1601)年に徳川家康は東海道に宿駅を指定した。伊勢湾沿岸では、宮(名古屋市熱田)、桑名、四日市が指定され、そのうち桑名宿と宮宿との間を船で通行することになっており、この海上距離が七里であったので、「七里の渡し」とよばれていた。また、このほかにも東海道から分岐する街道、伊勢湾内の港を結ぶいくつもの航路があったといわれている。

新

1-5 沿岸市町村の人口分布

沿岸域の市町村には、愛知県では県内の人口の約 50%、三重県では約 70%が居住している。両県とも、人口の増減率は県全体と比較して高く、人口密度も高い傾向にある。

愛知県における沿岸市町村の人口および人口密度・増減率

市町村	人口(人)	県総数に対する割合(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	前回(平成17年)から増減率(%)
愛知県	7,410,719	100.00	5,164.04	1,434.80	2.20
沿岸域計	3,889,380	52.48	1,574.21	2,470.69	3.45

三重県における沿岸市町村の人口および人口密度・増減率

市町村	人口(人)	県総数に対する割合(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	前回(平成22年)から増減率(%)
三重県	1,770,254	100.00	5,774.48	306.57	-0.05
沿岸域計	1,239,745	70.03	2,146.26	577.63	-0.03

資料：令和2年国勢調査報告・令和6年全国都道府県市区町村別面積調

1-6 沿岸域の歴史

古代

伊勢湾は、古代からの呼び名は「東海」である。これはヤマト王権が置かれた飛鳥から東に位置した最初の海であったからである。特に、三輪山の麓を走る北緯34度32分線上には、多くの日置や伊勢の斎宮後などの遺跡が並び「太陽の道」と呼ばれており、大和から伊勢に神宮が移された基線と考えられている。このことは朝日が海から最初に輝く地として、伊勢の海が意識されていたことを物語る。この伊勢・志摩の海は『日本書紀』では、「常世(とこよ)の波の重波(しきなみの)寄せる」地であった。また「御饗(みつけ)国」といわれ、これは海の幸の豊富さからの命名であろう。

中世

陸上の街道の発展と同様に海上の交通も大きく発展し、年貢米などの重い物の運送には海路が利用され、古代以来、尾張・三河の御厨から伊勢神宮へ、伊勢湾をわたって贄が運ばれた事が知られている。また、年貢の輸送以外に陶器の流通にも利用され、窯の散在する知多半島各所から「小廻船(湾内航行)」によって伊勢の大湊などの拠点となる港に陶器を集め、「大廻船(外洋湾内)」に積みかえて遠隔地への輸送が行われていた。

さらに、伊勢湾内の航路は物資の輸送のみではなく、人の移動にも利用された。大永2(1522)年、連歌師の宗長は駿河から京へ向かうさい、戦乱の矢作・八橋を避けて、海路刈谷にはいり常滑を経て野間から大湊へ渡った。伊勢湾沿岸には多くの港が存在し、相互に連絡されていた。



交通路略図(近世)
資料：「愛知県の歴史」(山川出版社)

近世

慶長6(1601)年に徳川家康は東海道に宿駅を指定した。伊勢湾沿岸では、宮(名古屋市熱田)、桑名、四日市が指定され、そのうち桑名宿と宮宿との間を船で通行することになっており、この海上距離が七里であったので、「七里の渡し」とよばれていた。また、このほかにも東海道から分岐する街道、伊勢湾内の港を結ぶいくつもの航路があったといわれている。

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑨(p.39)

旧

2. 藻場

藻場は構成している海藻・海草が、貝類や魚類により摂餌され、また魚類の産卵場や稚仔の育成場ともなっている。さらに、水質浄化機能を有するという面でも貴重な自然環境である。

三河湾では、湾の北部の一色干潟地先と南部の福江湾内の干潟前面などにアマモ場が分布している。また湾内にはアマモ場を対象とした藻場保護水面が設定されており、北部海域は西尾市、南部海域は田原市地先である。知多半島の南端部の岩礁地帯、島しょおよび湾口部の岩礁地帯には、ガラモ場が分布している。特に知多半島南端部はアラメ、カジメ、ワカメの混成が見られる。

伊勢湾では、常滑市から美浜町にかけて広範囲に渡り、アマモ場の分布域がある。津市から松阪市沖の砂質底にはアマモ場が、伊勢市沖の礫質底にはワカメ場が分布している。しかし、干潟と同様にその規模は年々減少してきている。

県別藻場の現存面積・消滅面積

	現存藻場面積 (ha)	消滅藻場面積 (ha)
愛知県 (伊勢湾)	217	23
〃 (三河湾)	638	169
三重県 (伊勢湾)	635	17



アマモ場
資料：三重県 HP

※ 現存藻場：平成元年度から2ヶ年にわたり実施された調査により確認された藻場
消滅藻場：昭和53年以降、埋立・浚渫・その他の変化により消滅した藻場
資料：環境省「第4回自然環境保全基礎調査」

新

2. 藻場

藻場は構成している海藻・海草が、貝類や魚類により摂餌され、また魚類の産卵場や稚仔の育成場ともなっている。さらに、水質浄化機能を有するという面でも貴重な自然環境である。

三河湾では、湾の北部の一色干潟地先と南部の福江湾内の干潟前面などにアマモ場が分布している。また湾内にはアマモ場を対象とした藻場保護水面が設定されており、北部海域は西尾市、南部海域は田原市地先である。知多半島の南端部の岩礁地帯、島しょおよび湾口部の岩礁地帯には、ガラモ場が分布している。特に知多半島南端部はアラメ、カジメ、ワカメの混成が見られる。

伊勢湾では、常滑市から美浜町にかけて広範囲に渡り、アマモ場の分布域がある。津市から松阪市沖の砂質底にはアマモ場が、伊勢市沖の礫質底にはワカメ場が分布している。干潟と同様にその規模は年々減少してきているが、津市から松阪市沖のアマモ場については、平成21年度の413haから令和4年度には1,062haに増加した。

県別藻場の現存面積・消滅面積

	現存藻場面積 (ha)	消滅藻場面積 (ha)
愛知県 (伊勢湾)	217	23
〃 (三河湾)	638	169
三重県 (伊勢湾)	635	17



アマモ場
資料：三重県 HP

※ 現存藻場：平成元年度から2ヶ年にわたり実施された調査により確認された藻場
消滅藻場：昭和53年以降、埋立・浚渫・その他の変化により消滅した藻場
資料：環境省「第4回自然環境保全基礎調査」

藻場面積の推移

	藻場面積 (ha)	
	平成21年度	令和4年度
三重県 (伊勢湾)	412.65	1,061.67

資料：三重県資料

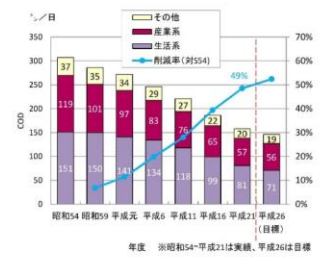
4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑪(p.46)

旧

新

3. 海域環境への負荷



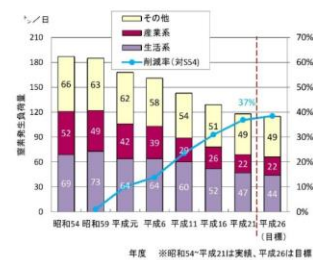
CODの発生源別発生負荷量の推移をみると、三河湾・伊勢湾ではいずれの発生源とも削減が進んでおり、平成21年時点で昭和54年に対して49%となっている。

三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量(COD)の推移

注1) 昭和54年度～平成21年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
注2) 平成26年度の値は削減目標値

資料:伊勢湾環境データベース
中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(環境省 H23.6)」

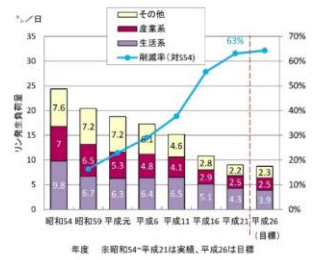
窒素・りん発生負荷量については、窒素37%、りん63%(昭和54年度～平成21年度の実績値)の削減率であり、両者共に削減が進んでいる。



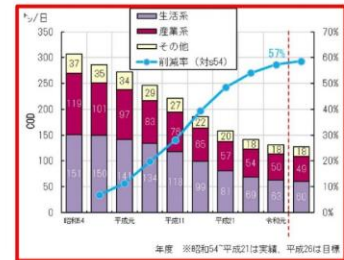
三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量(窒素・りん)の推移

注1) 昭和54年度～平成21年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
注2) 平成26年度の値は削減目標値

資料:「伊勢湾環境データベース」 中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(環境省 H23.6)」



3. 海域環境への負荷



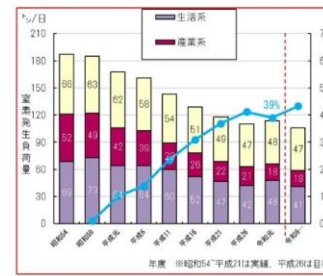
CODの発生源別発生負荷量の推移をみると、三河湾・伊勢湾ではいずれの発生源とも削減が進んでおり、令和元年度時点で昭和54年に対して57%となっている。

三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量(COD)の推移

注1) 昭和54年度～令和元年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
注2) 令和6年度の値は削減目標値

資料:伊勢湾環境データベース
中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(環境省 R4.1)」

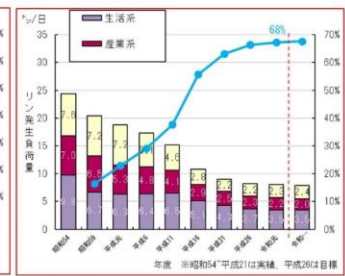
窒素・りんの発生負荷量については、窒素39%、りん68%(昭和54年度～令和元年度の実績値)の削減率であり、両者共に削減が進んでいる。



三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量(窒素・りん)の推移

注1) 昭和54年度～令和元年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
注2) 令和6年度の値は削減目標値

資料:「伊勢湾環境データベース」 中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(環境省 R4.1)」



4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑫(p.47)

旧

生活排水処理率の状況

区域	公共下水道	集落排水施設等	コミュニティプラント	浄化槽	計
愛知県	74.7%	2.2%	0.1%	10.5%	87.6%
三重県	49.6%	5.0%	0.2%	26.0%	80.8%

資料:愛知県-愛知県下水道課 HP (平成 25 年度末データ)
三重県-三重県 HP (平成 25 年度末データ)

三河湾・伊勢湾の水質汚濁を低減するために、沿岸域では生活排水の適切な処理を目指した取り組みとして、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が進められている。

愛知県においては「愛知県生活排水対策推進要綱(昭和 55 年)」の策定を皮切りに、「全県域汚水適正処理構想(平成 8 年策定・平成 15 年第 1 回見直し、平成 24 年第 2 回見直し)」により、効率的・計画的な計画を推進している。

三重県においても、「全県域下水道化構想(平成 4 年)」を全面的に見直し、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム・平成 9 年)」において計画年度と整備水準を公開し、整備を進めている。



合併処理浄化槽
資料:生活排水処理施設整備計画(三重県)



生活排水処理の概念図
資料:生活排水処理施設整備計画(三重県)

工業・事業場からの排水については、水質汚濁防止法により全国一律の基準が定められていて、さらに愛知県・三重県共に上乗せ排水基準(両県共に昭和 47 年)を制定した。また、「総量規制基準(平成 26 年度現在、第 7 次)」「小規模事業場等排水対策指導要領」「伊勢湾富栄養化対策指導指針」「県民の生活環境の保全に関する条例(平成 15 年)」「三重県生活環境の保全に関する条例(平成 13 年)」等により、法による規制を補完している。

新

生活排水処理率の状況

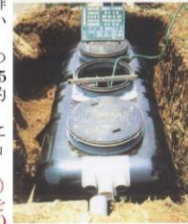
区域	公共下水道	集落排水施設等	コミュニティプラント	浄化槽	計
愛知県	81.0%	1.80%	0.1%	9.9%	92.8%
三重県	60.0%	5.2%	0.2%	23.6%	89.0%

資料:愛知県-愛知県下水道課 HP (令和 4 年度末データ)
三重県-三重県 HP (令和 4 年度末データ)

三河湾・伊勢湾の水質汚濁を低減するために、沿岸域では生活排水の適切な処理を目指した取り組みとして、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が進められている。

愛知県においては「愛知県生活排水対策推進要綱(昭和 55 年)」の策定を皮切りに、「全県域汚水適正処理構想(平成 8 年策定・平成 15 年第 1 回見直し、平成 24 年第 2 回見直し)」により、効率的・計画的な計画を推進している。

三重県においても、「全県域下水道化構想(平成 4 年)」を全面的に見直し、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム・平成 9 年)」において計画年度と整備水準を公開し、整備を進めている。その結果、平成 7 年度末に 29.6%(全国 42 位)であった生活排水処理施設の整備率は、平成 26 年度末には 80%を超えるようになった。生活排水アクションプログラム(平成 28 年度版)では、平成 26 年度を基準年度とし、概ね 20 年後を長期目標とし、概ね 10 年後を中期目標年度とした。それぞれの期間に対し、市町ごとの整備水準目標値を設定することとした。



合併処理浄化槽
資料:生活排水処理施設整備計画(三重県)



生活排水処理の概念図
資料:生活排水処理施設整備計画(三重県)

工業・事業場からの排水については、水質汚濁防止法により全国一律の基準が定められていて、さらに愛知県・三重県共に上乗せ排水基準(両県共に昭和 47 年)を制定した。また、「総量規制基準(平成 26 年度現在、第 7 次)」「小規模事業場等排水対策指導要領」「伊勢湾富栄養化対策指導指針」「県民の生活環境の保全に関する条例(平成 15 年)」「三重県生活環境の保全に関する条例(平成 13 年)」等により、法による規制を補完している。

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

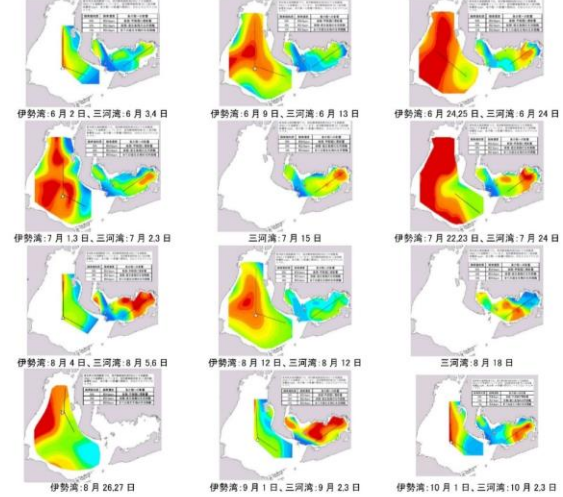
●主な変更点⑬(p.47-p.48)

旧

4. 貧酸素水塊の形成

伊勢湾の西側から中央部にかけては流動が弱いため有機物が堆積しやすく、また、上下層の水温や塩分の違いによる2層構造が形成されると上層からの酸素が供給されにくく、有機物の分解時に酸素が消費されることなどから貧酸素水塊が形成されやすいと推測される。

貧酸素水塊が発生している初夏から秋季に成層が発生し、そこへ強い離岸風が吹くと、底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇するため、苦潮となって景観の悪化や漁業被害、浅海域に生息する海域生物に致命的な影響を及ぼす場合がある。近年の苦潮発生件数では2011年が4件、2012年が2件、2013年が2件、2014年が2件となっている。



凡例: 溶解酸素飽和度 (%)		溶解酸素濃度		魚介類への影響	
120-200	46-70	31-30	50%	約4mg/l	魚類・甲殻類に悪影響
111-120	61-66	26-30	30%	約2mg/l	魚類・底生動物の生存困難
101-110	56-60	21-25	10%	約0.5mg/l	全ての底生動物の生存困難
91-100	41-55	16-20			
81-90	46-50	11-15			
76-80	41-45	6-10			
71-75	36-40	0-5			

※伊勢湾のモニタリングでは、溶解酸素飽和度 50%以下を低酸素、30%以下を高酸素としている。

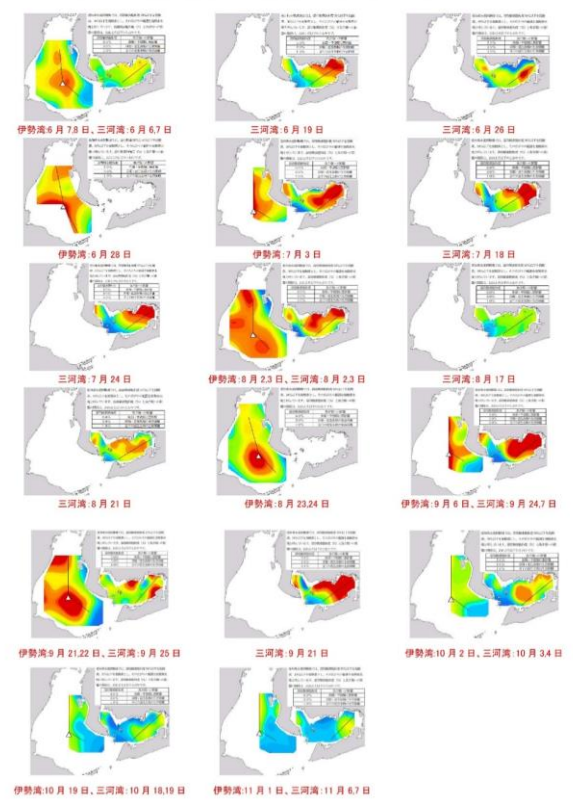
貧酸素水塊の分布 (2014年(平成26年))
資料: 愛知県水産試験場「伊勢・三河湾貧酸素情報」, H26-1~14号, 2014

新

4. 貧酸素水塊の形成

伊勢湾の西側から中央部にかけては流動が弱いため有機物が堆積しやすく、また、上下層の水温や塩分の違いによる2層構造が形成されると上層からの酸素が供給されにくく、有機物の分解時に酸素が消費されることなどから貧酸素水塊が形成されやすいと推測される。

貧酸素水塊が発生している初夏から秋季に成層が発生し、そこへ強い離岸風が吹くと、底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇するため、苦潮となって景観の悪化や漁業被害、浅海域に生息する海域生物に致命的な影響を及ぼす場合がある。近年の苦潮発生件数では令和2年が2件、令和3年が2件、令和4年が3件、令和5年が4件となっている。



凡例: 溶解酸素飽和度 (%)		溶解酸素濃度		魚介類への影響	
130-200	66-70	31-30	50%	約4mg/l	魚類・甲殻類に悪影響
111-120	61-66	26-30	30%	約2mg/l	魚類・底生動物の生存困難
101-110	56-60	21-25	10%	約0.5mg/l	全ての底生動物の生存困難
91-100	51-55	16-20			
81-90	46-50	11-15			
76-80	41-45	6-10			
71-75	36-40	0-5			

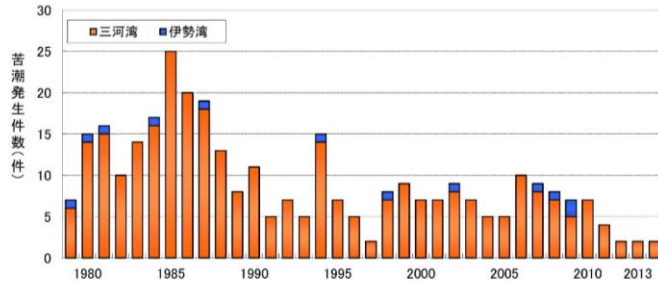
※伊勢湾のモニタリングでは、溶解酸素飽和度 50%以下を低酸素、30%以下を高酸素としている。

貧酸素水塊の分布 (2023年(令和5年))
資料: 愛知県水産試験場「伊勢・三河湾貧酸素情報」, R5-1~17号, 2023

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑭(p.50)

旧



苦潮発生状況の経年変化

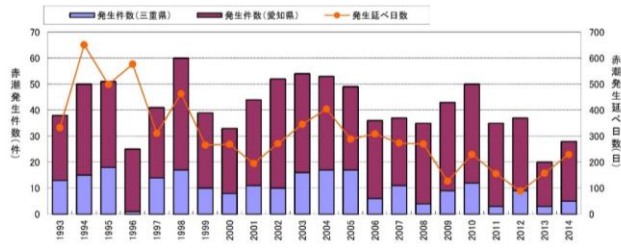
資料：愛知水試研究業績 C-207 平成 26 年伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況平成 27 年 3 月

5. 赤潮の発生

三河湾・伊勢湾においては、富栄養化の原因物質である窒素およびリンの流入により植物プランクトンが増殖する二次的な汚濁もあり、赤潮が周年に渡り発生する。発生件数は減少傾向にあるものの、発生延べ日数は減少傾向とは言えない。

伊勢湾においては、木曾三川等から流入する負荷が湾奥部に存在する還流や名古屋港付近の流れの停滞によって湾奥部に留まることが原因である。

1980 年（昭和 55 年）頃から愛知県および三重県によって実施されている赤潮等の観測によると、伊勢湾では毎年富栄養化が原因と思われる赤潮が確認されており、近年でも年間 35～50 件程度確認されている。また、伊勢湾（狭義）に比べて三河湾で赤潮の発生件数が多くなっている傾向にある。

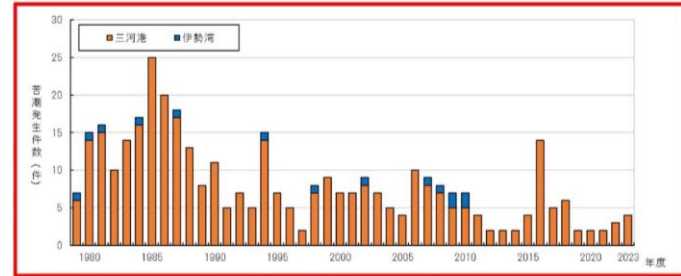


※観測体制が変更された 1993 年以降を記載

赤潮発生状況の経年変化

資料：愛知水試研究業績 C-207 平成 26 年伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況平成 27 年 3 月

新



苦潮発生状況の経年変化

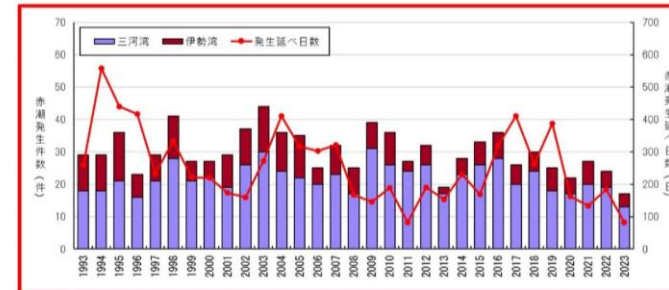
資料：愛知水試研究業績 C-250 令和 5 年伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況令和 6 年 3 月

5. 赤潮の発生

三河湾・伊勢湾においては、富栄養化の原因物質である窒素およびリンの流入により植物プランクトンが増殖する二次的な汚濁もあり、赤潮が周年に渡り発生する。発生件数は減少傾向にあるものの、発生延べ日数は減少傾向とは言えない。

伊勢湾においては、木曾三川等から流入する負荷が湾奥部に存在する還流や名古屋港付近の流れの停滞によって湾奥部に留まることが原因である。

1980 年（昭和 55 年）頃から愛知県および三重県によって実施されている赤潮等の観測によると、伊勢湾では毎年富栄養化が原因と思われる赤潮が確認されており、近年でも年間 35～50 件程度確認されている。また、伊勢湾（狭義）に比べて三河湾で赤潮の発生件数が多くなっている傾向にある。



※観測体制が変更された 1993 年以降を記載

赤潮発生状況の経年変化

資料：愛知水試研究業績 C-250 令和 5 年伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況令和 6 年 3 月

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑮(p.57)

旧

2-3 利用面から見た現況と課題

2-3-1 多様な産業活動

三河湾・伊勢湾沿岸域は、日本有数の工業地域を擁していることもあり、港湾活動が盛んな地域である。
また、古来より魚介類の宝庫として知られ、現在でも多くの魚種において全国有数の産地であり、沿岸域を中心に特色ある水産業が営まれている。

1. 沿岸域の産業（農業・工業・商業）

愛知県では、沿岸域への商業・工業分野の集中が著しい。特に大規模な港湾を擁する名古屋市・豊橋市・田原市や刈谷市・半田市への工業・商業の集中が顕著である。
三重県では、伊勢湾沿岸域の市町への工業・商業分野の集中が著しく、特に大規模な港湾を擁する四日市市や津市・鈴鹿市への集中がみられる。

愛知県沿岸域の産業

	農業産出額（千円）			工業製造品出荷額（百万円）			年間商品販売額（百万円）		
	2005年	2006年	伸び率	2012年	2013年	伸び率	2004年	2007年	伸び率
愛知県	32,757	31,089	-5.1%	40,033,226	42,001,844	4.9%	40,882,453	43,443,249	6.3%
沿岸域計	20,862	20,191	-3.2%	15,538,570	16,187,928	4.2%	31,748,131	34,108,407	7.4%

三重県沿岸域の産業

	農業産出額（千円）			工業製造品出荷額（百万円）			年間商品販売額（百万円）		
	2005年	2006年	伸び率	2012年	2013年	伸び率	2004年	2007年	伸び率
三重県	11,883	11,420	-3.9%	10,136,969	10,348,760	2.1%	3,843,820	3,940,384	2.5%
沿岸域計	6,983	6,669	-4.5%	6,421,676	6,542,443	1.9%	2,896,307	3,206,644	10.7%

※沿岸域計：沿岸市町村の合計を表す

資料： 農業産出額：農林水産省 生産農業所得統計 2005, 2006年
工業製造品出荷額：経済産業省 工業統計調査 2012, 2013年
年間商品販売額：経済産業省 商業統計 2004, 2007年

2. 沿岸域の漁業

漁港は、その利用範囲により第1種から第4種に区分されており、下表に示すように、愛知県内の漁港の約9割が三河湾・伊勢湾沿岸域に位置している。三重県においては、県内の漁港の約3割が伊勢湾に面して点在している。

三河湾・伊勢湾の漁港

	愛知県			三重県		
	漁港数	漁港名	漁港数	漁港名	漁港数	漁港名
第4種	0(1)	---	0(3)	---		
第3種	3(3)	豊浜、形原、三谷	0(3)	---		
第2種	13(13)	師崎、篠島、大浜、一色、西幡豆、知柄、福江、 [鬼崎、菊屋、大井、日間賀、佐久島、榮生]	6(23)	大淀 [磯津、鈴鹿、白子、瀬戸、豊北]		
第1種	15(17)	[大野、小鈴谷、上野間、山海、豊丘、河和、親川、寺津、味沢、衣崎、富崎、御馬、船島、宇津江、伊川津]	11(44)	[伊曾島、川越、楠、若松、河芸、白塚、香良洲、松ヶ崎、下御糸、村松、江]		
計	31(34)		17(73)			

※（ ）内は県全数、[]は市町管理
資料：愛知県建設部港湾課HP、三重県農林水産部HP

新

2-3 利用面から見た現況と課題

2-3-1 多様な産業活動

三河湾・伊勢湾沿岸域は、日本有数の工業地域を擁していることもあり、港湾活動が盛んな地域である。
また、古来より魚介類の宝庫として知られ、現在でも多くの魚種において全国有数の産地であり、沿岸域を中心に特色ある水産業が営まれている。

1. 沿岸域の産業（農業・工業・商業）

愛知県では、沿岸域への商業・工業分野の集中が著しい。特に大規模な港湾を擁する名古屋市・豊橋市・田原市や刈谷市・半田市への工業・商業の集中が顕著である。
三重県では、伊勢湾沿岸域の市町への工業・商業分野の集中が著しく、特に大規模な港湾を擁する四日市市や津市・鈴鹿市への集中がみられる。

愛知県沿岸域の産業

	農業産出額（千円）			工業製造品出荷額（百万円）			年間商品販売額（百万円）		
	2021年	2022年	伸び率	2018年	2019年	伸び率	2012年	2014年	伸び率
愛知県	29,220	31,140	6.57%	45,895,339	45,182,261	-1.55%	36,548,294	35,673,782	-2.39%
沿岸域計	20,593	22,024	6.95%	17,511,734	16,881,534	-3.60%	31,580,535	27,158,716	-14.00%

三重県沿岸域の産業

	農業産出額（千円）			工業製造品出荷額（百万円）			年間商品販売額（百万円）		
	2021年	2022年	伸び率	2018年	2019年	伸び率	2012年	2014年	伸び率
三重県	10,670	10,890	2.06%	10,545,949	10,042,961	-4.77%	3,332,805	3,471,684	4.17%
沿岸域計	5,568	5,711	2.57%	6,659,935	6,128,814	-7.97%	3,729,749	2,794,231	-25.08%

※沿岸域計：沿岸市町村の合計を表す

資料： 農業産出額：農林水産省 生産農業所得統計 2021, 2022年
工業製造品出荷額：経済産業省 工業統計調査 2018, 2019年
年間商品販売額：経済産業省 商業統計 2012, 2014年

2. 沿岸域の漁業

漁港は、その利用範囲により第1種から第4種に区分されており、下表に示すように、愛知県内の漁港の約9割が三河湾・伊勢湾沿岸域に位置している。三重県においては、県内の漁港の約3割が伊勢湾に面して点在している。

三河湾・伊勢湾の漁港

	愛知県			三重県		
	漁港数	漁港名	漁港数	漁港名	漁港数	漁港名
第4種	0(1)	---	0(3)	---		
第3種	3(3)	豊浜、形原、三谷	0(3)	---		
第2種	13(13)	福江、知柄、西幡豆、一色、大浜、篠島、師崎、 [佐久島、榮生、大井、日間賀、菊屋、鬼崎]	6(22)	白塚 [磯津、鈴鹿、白子、瀬戸、豊北]		
第1種	15(17)	[大野、小鈴谷、上野間、山海、豊丘、河和、親川、寺津、味沢、衣崎、富崎、御馬、船島、宇津江、伊川津]	10(44)	[伊曾島、川越、楠、若松、香良洲、松ヶ崎、下御糸、大淀、村松、江、]		
計	31(34)		16(72)			

※（ ）内は県全数、[]は市町管理
資料：愛知県建設部港湾課HP、三重県農林水産部HP

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑬(p.58)

旧

新

愛知県海面漁業は、伊勢湾、三河湾、渥美外海を主な漁場とする漁船漁業と、沿岸部におけるのり養殖を主体としている。
 平成6年の海面漁業の減少に伴って、県全体の漁業総生産量も低減したが、それ以降は、年間生産量は10万t程度で推移している。
 経営帯の内訳では、南知多町では、小型底びき網や、刺し網、小型定置網、釣りといった様々な漁種の経営体が多く存在する。
 西三河地区では、西尾市を中心に小型底びき網、採貝の経営体が多い。
 東三河では、のり養殖業は比較的数量少なく、採貝の経営体が田原市に多い。
 のり養殖は、知多半島の3市町と西尾市に集中している。



資料:「水産業の動き2010」「水産業の動き2014」(愛知県)より作成

県内の主な漁業種類別経営体数

市町名	小型底びき網	刺網	小型定置網	釣	潜水器漁業	採貝・採藻	海面養殖のり類
田原市	27	46	12	29	50	290	22
藤原市	48	6	2	-	-	13	-
西尾市	206	27	13	2	2	315	97
碧南市	10	3	-	-	-	15	-
美浜町	24	-	5	2	-	-	85
南知多町	143	119	11	169	60	112	68
東清市	81	24	4	2	1	-	69

平成20年 漁業センサスより作成



衣崎漁港沖合ののり養殖風景(支柱欄による養殖の漁場)

三重県の水産業は内海の伊勢湾海区、リアス式海岸の志摩度会海区、黒潮の流れに面した熊野灘海区と、それぞれ性格の異なる海区において、その特長を生かした多様な漁業が営まれている。

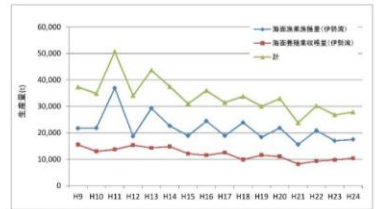
中でも、伊勢湾沿岸は比較的なだらかな沿岸線であり、砂浜域が多く広がって遠浅になっていることから黒のり養殖業が広く営まれており、年間5億枚、50億円近くを生産している。

また海面漁業は、アサリ、シジミ、ハマグリなど採貝漁業やアナゴ、シャコエビ、カレイなど底魚類を対象とする小型機船底引き網漁業やイワシ、イカナゴなど浮遊魚を対象とする機船船曳網漁業・パッチ網漁業が営まれており県下の漁船漁業生産量の16.5%を占めている。

しかし伊勢湾は閉鎖性のすべり鉢状内湾であって、夏季には貧酸素水塊が恒常的に発生し漁獲量の減少が続いていることから、海の環境に対する負荷の減少や底質改善を行うと共に資源を管理しながらの継続的な漁業活動をしていく必要がある。

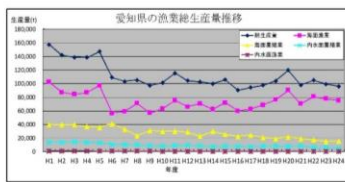


沿岸漁業の状況(三重県沿岸漁業図 三重県)



三重県の漁業生産の推移(資料:三重県統計書)

愛知県海面漁業は、伊勢湾、三河湾、渥美外海を主な漁場とする漁船漁業と、沿岸部におけるのり養殖を主体としている。
 平成6年の海面漁業の減少に伴って、県全体の漁業総生産量も低減したが、それ以降は、年間生産量は10万t程度で推移している。
 経営帯の内訳では、南知多町では、小型底びき網や、刺し網、小型定置網、釣りといった様々な漁種の経営体が多く存在する。
 西三河地区では、西尾市を中心に小型底びき網、採貝の経営体が多い。
 東三河では、のり養殖業は比較的数量少なく、採貝の経営体が田原市に多い。
 のり養殖は、知多半島の3市町と西尾市に集中している。



資料:「水産業の動き2010」「水産業の動き2014」(愛知県)より作成

県内の主な漁業種類別経営体数

市町名	小型底びき網	刺網	小型定置網	釣	潜水器漁業	採貝・採藻	海面養殖のり類
田原市	27	46	12	29	50	290	22
藤原市	48	6	2	-	-	13	-
西尾市	206	27	13	2	2	315	97
碧南市	10	3	-	-	-	15	-
美浜町	24	-	5	2	-	-	85
南知多町	143	119	11	169	60	112	68
東清市	81	24	4	2	1	-	69

平成20年 漁業センサスより作成



衣崎漁港沖合ののり養殖風景(支柱欄による養殖の漁場)

三重県の水産業は内海の伊勢湾海区、リアス式海岸の志摩度会海区、黒潮の影響を大きく受ける熊野灘海区と、それぞれ性格の異なる海区において、その特長を活かした多様な漁業が営まれている。

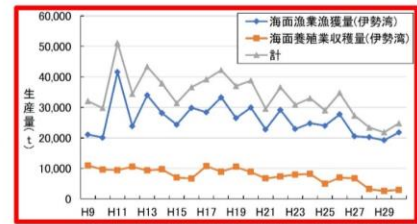
中でも、伊勢湾沿岸は比較的なだらかな沿岸線であり、砂浜域が多く広がって遠浅になっていることから黒のり養殖業が広く営まれており、令和5年は年間1億2千枚、23億円を生産している。

また海面漁業は、アサリ、シジミ、ハマグリなど採貝漁業やアナゴ、シャコエビ、カレイ等の底魚類を対象とする小型機船底引き網漁業や、イワシ、イカナゴなどの浮遊魚類を対象とする機船船曳網漁業・パッチ網漁業が営まれており県下の漁船漁業生産量の16.5%を占めている。

しかし伊勢湾は閉鎖性の強いすべり鉢状内湾であって、夏季には貧酸素水塊が恒常的に発生し、冬季には黒ノリの色落ちが発生するなど、漁業生産量の減少が続いていることから、海の環境保全や水質及び底質改善等を行い、資源を管理しながら漁業活動を継続していく必要がある。



沿岸漁業の状況(三重県沿岸漁業図 三重県)



三重県の漁業生産の推移(資料:三重県統計書)

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

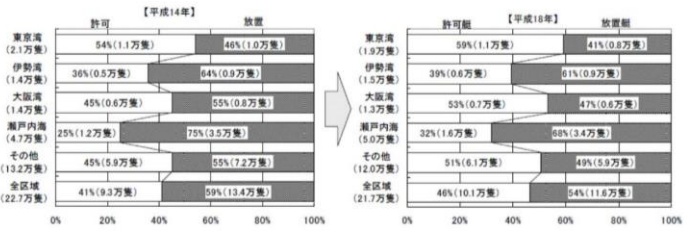
●主な変更点⑰(p.68)

旧

新

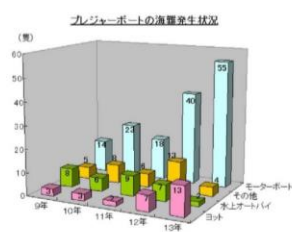
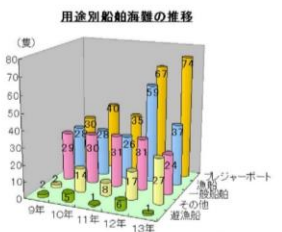
7. プレジャーボート

マリーナ施設の整備は逐次進められているものの、伊勢湾ではプレジャーボートの約60%が放置艇である(平成18年)。また、プレジャーボートの不法係留や廃船投棄などの新たな問題も生じている。
さらに、近年モーターボートなどのプレジャーボートによる海難事故が増加している。



(注) ここでは三大湾及び瀬戸内海の範囲は以下のとおり。
東京湾：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県全域
伊勢湾：愛知県、三重県全域
大阪湾：大阪府、兵庫県全域
瀬戸内海：岡山県、広島県、香川県、愛媛県全域

資料：水産庁「平成18年度 プレジャーボート全国実態調査結果」



プレジャーボートの海難発生状況の推移 (第四管区海上保安本部管内)

資料：第四管区海上保安本部



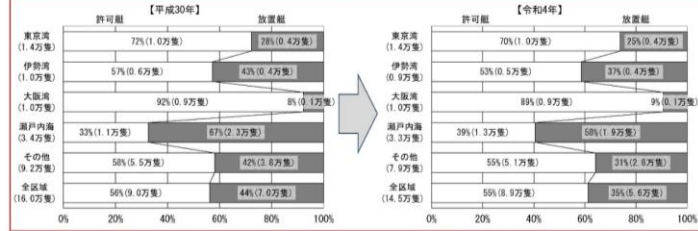
プレジャーボートの係留 (愛知県碧南市)



名古屋港の放置艇の状況
資料：名古屋港管理組合

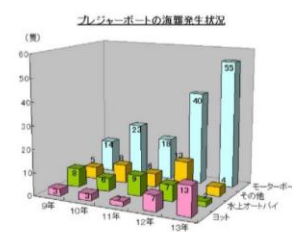
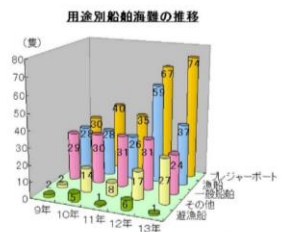
7. プレジャーボート

マリーナ施設の整備は逐次進められているものの、伊勢湾ではプレジャーボートの約40%が放置艇である(令和4年)。また、プレジャーボートの不法係留や廃船投棄などの新たな問題も生じている。
さらに、近年モーターボートなどのプレジャーボートによる海難事故が増加している。



(注) ここでは三大湾及び瀬戸内海の範囲は以下のとおり。
東京湾：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県全域
伊勢湾：愛知県、三重県全域
大阪湾：大阪府、兵庫県全域
瀬戸内海：岡山県、広島県、香川県、愛媛県全域

資料：水産庁「令和4年度 プレジャーボート全国実態調査結果」



プレジャーボートの海難発生状況の推移 (第四管区海上保安本部管内)

資料：第四管区海上保安本部



プレジャーボートの係留 (愛知県碧南市)



名古屋港の放置艇の状況
資料：名古屋港管理組合

4. 三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑱(p.83)

旧

新

3. 海岸の保全の方向に関する事項

3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方

3-1-1 沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、沿岸の自然特性、社会特性、海岸の課題を踏まえ、国が定めた海岸保全基本方針を念頭におき、沿岸域への対応およびその保全について基本理念を以下のように設定する。

沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る伊勢湾台風等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている大地震への不安を払拭すべく、『災害に強い海岸』を目指すとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な自然環境の保全・復元に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの多様な場として地域の発展に寄与するなど、これらが地域の特性をいかしながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。

このため、沿岸域の諸問題を総合的にとらえ、関連組織はお互いに協調・連携を図りながら、地域住民とともに全国に誇れる安全で魅力ある三河湾・伊勢湾沿岸を創造し、良好なかたちで将来に引き継ぐものとする。

三重県・愛知県の沿岸は、伊勢湾や三河湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかわる文化、そして栄養塩を豊富に含むわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。

海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。

また、海岸背後には比較的平坦な地形が多く、古くから人口や産業が集積し、沿岸域のほとんどが都市的な土地利用が図られており、湾内には名古屋港、四日市港、衣浦港、三河港、津松阪港などが国有数の重要港湾が立地し、港湾に出入りする船舶の航路が縦横に走る一方、地先の漁場では生活の糧として漁船が盛んに活動している。

さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。

海岸は地域住民の生活圏に包含され、暮らしの中で行われる散策、ジョギング、休息などの日常的な行動が海岸利用としてほぼ全域で見られる。

三河湾・伊勢湾沿岸は、このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、これまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害を受けてきた歴史的な背景を持つことから、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、さらに近年では、南海トラフを震源とする地震による地震動や津波災害を脅威としていることから、沿岸住民においては安心して暮らせる海岸整備を望むところとなっている。

また、東日本大震災以降、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという国土強靱化の推進の必要性が国から提唱されている。今後は、これらの実現を目指した取り組みも必要となる。

3. 海岸の保全の方向に関する事項

3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方

3-1-1 沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、沿岸の自然特性、社会特性、海岸の課題を踏まえ、国が定めた海岸保全基本方針を念頭におき、沿岸域への対応およびその保全について基本理念を以下のように設定する。

沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る伊勢湾台風等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている大地震への不安を払拭すべく、『災害に強い海岸』を目指すとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な自然環境の保全・復元に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの多様な場として地域の発展に寄与するなど、これらが地域の特性をいかしながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。

このため、沿岸域の諸問題を総合的にとらえ、関連組織はお互いに協調・連携を図りながら、地域住民とともに全国に誇れる安全で魅力ある三河湾・伊勢湾沿岸を創造し、良好なかたちで将来に引き継ぐものとする。

三重県・愛知県の沿岸は、伊勢湾や三河湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかわる文化、そして栄養塩を豊富に含むわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。

海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。

また、海岸背後には比較的平坦な地形が多く、古くから人口や産業が集積し、沿岸域のほとんどが都市的な土地利用が図られており、湾内には名古屋港、四日市港、衣浦港、三河港、津松阪港などが国有数の重要港湾が立地し、港湾に出入りする船舶の航路が縦横に走る一方、地先の漁場では生活の糧として漁船が盛んに活動している。

さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。

海岸は地域住民の生活圏に包含され、暮らしの中で行われる散策、ジョギング、休息などの日常的な行動が海岸利用としてほぼ全域で見られる。

三河湾・伊勢湾沿岸は、このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、これまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害を受けてきた歴史的な背景を持つことから、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、さらに近年では、南海トラフを震源とする地震による地震動や津波災害を脅威としていることから、沿岸住民においては安心して暮らせる海岸整備を望むところとなっている。

また、東日本大震災以降、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという国土強靱化の推進の必要性が国から提唱されている。今後は、これらの実現を目指した取り組みも必要となる。

さらに、国の海岸保全基本方針が令和2年11月に一部変更され、気候変動による影響を考慮した防護水準の設定および海岸保全施設の整備が求められている。

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

目 次

【第1編 海岸の保全に関する基本的な事項】

1. 熊野灘沿岸海岸保全基本計画の概要	1
1-1 目的	1
1-2 海岸保全基本方針の基本的理念	2
1-3 基本計画の変更にあたって	3
1-4 対象範囲	4
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	5
2-1 海岸の概要	5
2-2 海岸の現況と課題	8
2-2-1 防護の現況と課題	8
2-2-2 海岸環境の現況と課題	26
2-2-3 海岸利用の現況と課題	45
2-3 海岸の保全の方向に関する事項	54
2-3-1 基本理念	54
2-3-2 基本方針	54
2-4 海岸の防護に関する事項	56
2-4-1 海岸の防護の目標	56
2-4-2 防護の課題を解決し目標を達成するための施策	57
2-5 海岸環境の整備及び保全に関する事項	58
2-5-1 海岸環境の整備及び保全の目標	58
2-5-2 環境の課題を解決し目標を達成するための施策	58
2-6 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	59
2-6-1 海岸における公衆の適正な利用の目標	59
2-6-2 利用の課題を解決し目標を達成するための施策	59
2-7 施策の実施に向けた役割分担	60
2-8 ゾーンの設定	61
2-9 各海岸の整備の方向性	65

はじめに

- ・ 気候変動による影響を明示的に考慮した対策への転換(追記)

- ・ 気候変動による影響を考慮した対策への転換(追記)

- ・ 気候変動による影響を考慮した対策への転換(追記)
- ・ 熊野灘沿岸海岸保全基本計画の変更履歴の更新

- ・ 熊野灘沿岸海岸保全基本計画策定の対象延長の更新

- ・ 熊野灘延長の更新
- ・ 平均気温、平均降水量の更新
- ・ 潮岬における波浪特性の更新
- ・ 流域人口の更新

- 2) 動植物・生態系の分布
 - ・ 藻場面積の近年の推移(追記)
- 4) 海域の水質
 - ・ 水浴場水質調査結果の更新

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点①

旧

はじめに

熊野灘沿岸は、三重県伊勢市神前岬から和歌山県串本町潮岬に至る海岸延長約1,088kmの区域である。

当沿岸は、熊野の急峻な山地が迫り、太平洋の激しい波浪の影響を受け、リアス式の岩礁海岸、大小の砂浜海岸など変化に富んだ雄大な景観を呈している。古くから熊野の山々と海とが一体となり、人々の生活に多大な恵みをもたらし、この地の風土・文化を育んでいる。

大部分の地域が伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園の指定を受けており、貴重な動植物が生息、生育する場が数多く残されている地域である。また、本地域の温暖多雨な気候に育まれる亜熱帯、暖帯性の生物が多く見られ、本地域を北限としている動植物も見られる。さらには湾奥の静穏な海域を利用した漁業・港湾活動や海水浴、釣りなどの海洋性レクリエーションなど多様な海岸域の利用もなされている。

このような自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする高潮災害や東南海・南海地震による津波災害を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、三重県・和歌山県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。

しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後50年以上を経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源域とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。

一方、平成11年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

このような背景の下、三重県・和歌山県では、熊野灘沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。

そのような中で、平成23年3月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という2つの外力レベルの考え方が国から提示された。

また、平成26年6月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。

これらを踏まえ、平成28年3月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。

新

はじめに

熊野灘沿岸は、三重県伊勢市神前岬から和歌山県串本町潮岬に至る海岸延長約1,081kmの区域である。

当沿岸は、熊野の急峻な山地が迫り、太平洋の激しい波浪の影響を受け、リアス式の岩礁海岸、大小の砂浜海岸など変化に富んだ雄大な景観を呈している。古くから熊野の山々と海とが一体となり、人々の生活に多大な恵みをもたらし、この地の風土・文化を育んでいる。

大部分の地域が伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園の指定を受けており、貴重な動植物が生息、生育する場が数多く残されている地域である。また、本地域の温暖多雨な気候に育まれる亜熱帯、暖帯性の生物が多く見られ、本地域を北限としている動植物も見られる。さらには湾奥の静穏な海域を利用した漁業・港湾活動や海水浴、釣りなどの海洋性レクリエーションなど多様な海岸域の利用もなされている。

このような自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする高潮災害や東南海・南海地震による津波災害を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、三重県・和歌山県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。

しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後50年以上を経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源域とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。

一方、平成11年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

このような背景の下、三重県・和歌山県では、熊野灘沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。

そのような中で、平成23年3月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という2つの外力レベルの考え方が国から提示された。また、平成26年6月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされ、平成28年3月に、海岸保全基本計画の変更を行った。

さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正されるとともに、令和3年8月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。

これらを踏まえ、令和7年XX月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点②(p.1)

旧

新

1. 熊野灘沿岸海岸保全基本計画の概要

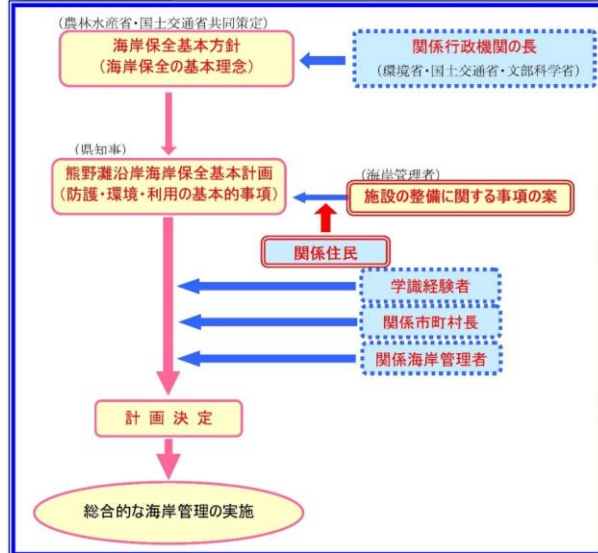
1-1 目的

これまで、海岸保全施設の整備は、台風による高潮や波浪、海岸侵食等の災害から海岸背後の人命・資産を防護することに重点を置いて進められてきた。一方、消費型社会から循環型社会への転換等に見られる社会・経済動向の変化や自由時間の増大、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請は自然環境の保全や海岸利用への対応など、多岐にわたってきた。

こうした状況を踏まえて、平成 11 年に「海岸法」が改正され、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進することが求められている。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められている。

これを受けて、三重県及び和歌山県に属する熊野灘沿岸域においても、国により策定された「海岸保全基本方針」に基づき、海岸の防護・海岸環境の整備と保全・海岸の公衆の適正な利用の調和のとれた総合的な海岸管理実施に向けて、「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」を策定するものである。

海岸保全の計画制度



1. 熊野灘沿岸海岸保全基本計画の概要

1-1 目的

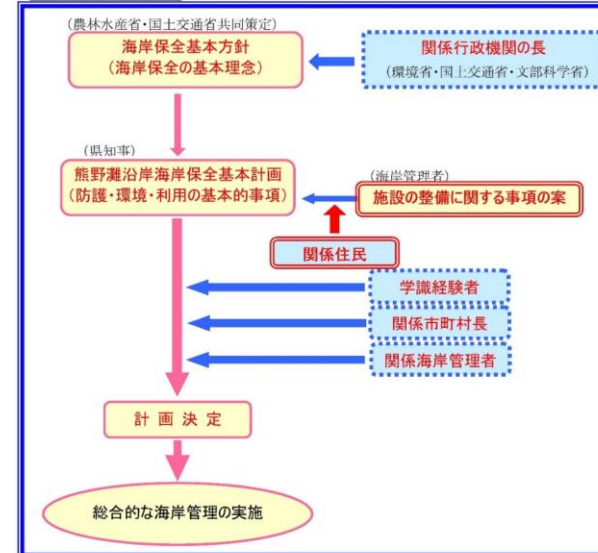
これまで、海岸保全施設の整備は、台風による高潮や波浪、海岸侵食等の災害から海岸背後の人命・資産を防護することに重点を置いて進められてきた。一方、消費型社会から循環型社会への転換等に見られる社会・経済動向の変化や自由時間の増大、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請は自然環境の保全や海岸利用への対応など、多岐にわたってきた。

こうした状況を踏まえて、平成 11 年に「海岸法」が改正され、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進することが求められている。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められている。

さらに、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和 3 年 8 月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法が示された。

これを受けて、三重県及び和歌山県に属する熊野灘沿岸域においても、国により策定された「海岸保全基本方針」に基づき、海岸の防護・海岸環境の整備と保全・海岸の公衆の適正な利用の調和のとれた総合的な海岸管理実施に向けて、「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」を策定するものである。

海岸保全の計画制度



5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点③(p.3)

旧

新

1-3 基本計画の変更にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定
の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害
応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。

三重県では東日本大震災の経験、反省、教訓を踏まえ、国から示された地震・津波に関する新たな
知見や考え方にに基づき、「三重県地震被害想定調査」(平成 24 年度～平成 25 年度)を実施し、南海トラ
フ地震の発生による地震・津波被害から県民の命を守り抜くため「三重県新地震・津波対策行動計
画」を平成 26 年 3 月に公表した。

和歌山県においても「東海・東南海・南海 3 連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による津波か
ら住民の命を救い、死者をゼロとするための「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」を平成
26 年 10 月に公表した。

また、平成 26 年 12 月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の
整備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸保全施設の整
備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び、海岸保全施設の維持又は
修繕に関する事項が規定された。

以上を踏まえ、主に津波からの防護面に関しての新たな知見や総合的な津波防災への考え方に従い、
『熊野灘沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設
の整備に関する基本的な事項」を見直し、本計画を変更するものである。

◎熊野灘沿岸海岸保全基本計画の変更履歴

- 平成 15 年 7 月 策定：三重県・和歌山県 共同策定
- 平成 21 年 3 月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 21 年 3 月 変更：和歌山県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 26 年 9 月 変更：和歌山県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 28 年 3 月 変更：三重県・和歌山県 共同変更

1-3 基本計画の変更にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定
の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害
応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。

三重県では東日本大震災の経験、反省、教訓を踏まえ、国から示された地震・津波に関する新たな知
見や考え方にに基づき、「三重県地震被害想定調査」(平成 24 年度～平成 25 年度)を実施し、南海トラ
フ地震の発生による地震・津波被害から県民の命を守り抜くため「三重県新地震・津波対策行動計画」
を平成 26 年 3 月に公表した。

和歌山県においても「東海・東南海・南海 3 連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による津波か
ら住民の命を救い、死者をゼロとするための「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」を平成 26
年 10 月に公表した。

また、平成 26 年 12 月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の
整備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸保全施設の整
備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び、海岸保全施設の維持又は
修繕に関する事項が規定された。

これらを踏まえ、主に津波からの防護面に関しての新たな知見や総合的な津波防災への考え方に従
い、平成 28 年 3 月に『熊野灘沿岸海岸保全基本計画』の変更を行った。

さらに、令和 2 年 11 月には気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、海岸保
全基本方針が変更された。また、令和 3 年 8 月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外
力の設定方法が国から示された。

以上を踏まえ、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、『熊野灘沿岸海岸保全基本計
画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」
を見直し、本計画を変更するものである。

◎熊野灘沿岸海岸保全基本計画の変更履歴

- 平成 15 年 7 月 策定：三重県・和歌山県 共同策定
- 平成 21 年 3 月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 21 年 3 月 変更：和歌山県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 26 年 9 月 変更：和歌山県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 28 年 3 月 変更：三重県・和歌山県 共同変更
- 東日本大震災を契機とした新たな知見の反映
- 令和 7 年 XX 月 変更：三重県・和歌山県 共同変更
- 気候変動による影響を考慮した対策への転換

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点④(p.4)

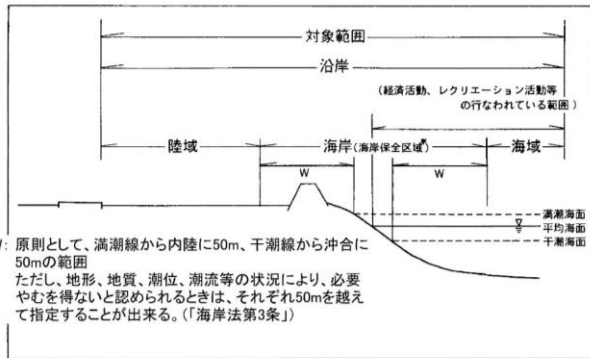
旧

1-4 対象範囲

熊野灘沿岸海岸保全基本計画策定の対象は、三重県伊勢市神前岬から和歌山県串本町潮岬までの6市8町(三重県:伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、和歌山県:新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町)約1,088kmの沿岸域とする。

ここで、沿岸域とは、海岸をはさみ海域と陸域とが一体となって機能すべき空間として定義し、自然特性、社会特性、利用特性を考慮して決定する。海域については経済活動、レクリエーション活動などが行われている範囲とする。陸域については、沿岸海域と特にかかわりの強い海岸線近くの区域とする。

○横断方向の沿岸域対象範囲



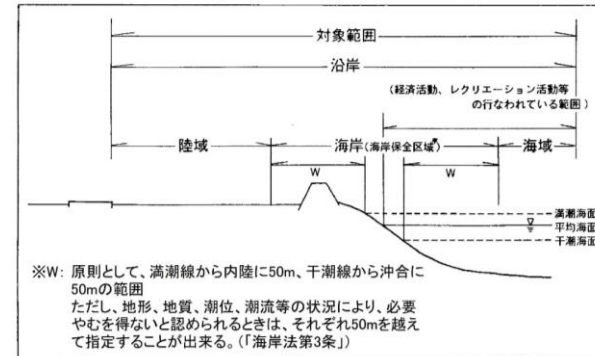
新

1-4 対象範囲

熊野灘沿岸海岸保全基本計画策定の対象は、三重県伊勢市神前岬から和歌山県串本町潮岬までの6市8町(三重県:伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、和歌山県:新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町)約1,081kmの沿岸域とする。

ここで、沿岸域とは、海岸をはさみ海域と陸域とが一体となって機能すべき空間として定義し、自然特性、社会特性、利用特性を考慮して決定する。海域については経済活動、レクリエーション活動などが行われている範囲とする。陸域については、沿岸海域と特にかかわりの強い海岸線近くの区域とする。

○横断方向の沿岸域対象範囲



5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑤(p.5)

旧

新

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1 海岸の概要

(1) 保全区域

熊野灘沿岸の延長は約1,088kmであり、そのうち、海岸保全区域延長は下記に示すとおりである。また、7ページに熊野灘沿岸の全体図を示す。

○熊野灘沿岸の海岸保全区域延長

	海岸保全区域延長(m)				計
	水管理・国土保全局	港湾局	水産庁	農村振興局	
三重県	143,077	87,874	75,567	97,723	404,241
和歌山県	26,551	12,438	10,463	0	49,452
計	169,628	100,312	86,030	97,723	463,693

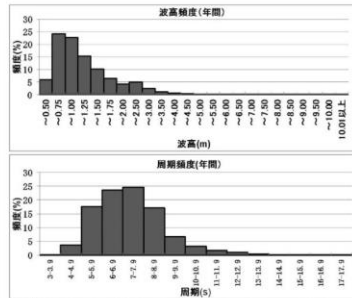
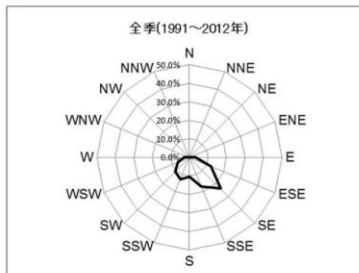
出典：海岸統計（平成26年）

(2) 気象・海象

熊野灘沿岸は、北上する黒潮また、海岸線に迫る急峻な熊野の山々の影響を多分に受けている地域である。夏季には、南寄りの海風を熊野の山々に受けることで高温多雨な気候であり、冬季は乾燥した北寄りの大陸風により乾燥した晴天が多い。平均気温は、15～17℃と温暖である。年間の平均降水量は最も少ない熊野や南勢でも2,500mm程度、最も多い尾鷲では3,700mm程度であり、日本でも有数の多雨地域である。また、台風の常襲地帯であり、過去にも伊勢湾台風などによる被害を受けている。

本沿岸は太平洋に面しており、大きく周期の長い波の影響を受けているが、海岸線の大部分がリアス式海岸であることから静穏な海岸も多く有している。台風や低気圧の影響により毎年のように高潮、高波の脅威に見舞われている地域であり、また、駿河トラフ、南海トラフの近傍に位置することから何度となく地震・津波の被害を受けてきた地域である。

○潮岬における波浪特性



出典：潮岬（1991年（平成3年）～2012年（平成24年））全国港湾海洋波浪観測情報網（ナウファス）データより作成

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1 海岸の概要

(1) 保全区域

熊野灘沿岸の延長は約1,081kmであり、そのうち、海岸保全区域延長は下記に示すとおりである。また、7ページに熊野灘沿岸の全体図を示す。

○熊野灘沿岸の海岸保全区域延長

	海岸保全区域延長(m)				計
	水管理・国土保全局	港湾局	水産庁	農村振興局	
三重県	143,077	87,874	75,567	97,723	404,241
和歌山県	26,551	12,438	10,463	0	49,452
計	169,628	100,312	86,030	97,723	463,693

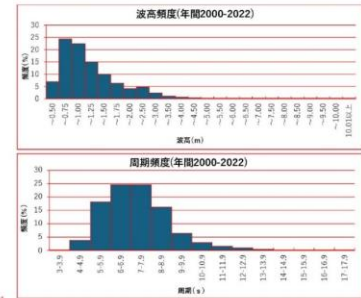
出典：海岸統計（平成26年）

(2) 気象・海象

熊野灘沿岸は、北上する黒潮また、海岸線に迫る急峻な熊野の山々の影響を多分に受けている地域である。夏季には、南寄りの海風を熊野の山々に受けることで高温多雨な気候であり、冬季は乾燥した北寄りの大陸風により乾燥した晴天が多い。2019年から2023年における平均気温は、17～18℃と温暖である。2019年から2023年における年間の平均降水量は最も少ない南伊勢でも2,700mm程度、最も多い尾鷲では4,100mm程度であり、日本でも有数の多雨地域である。また、台風の常襲地帯であり、過去にも伊勢湾台風などによる被害を受けている。

本沿岸は太平洋に面しており、大きく周期の長い波の影響を受けているが、海岸線の大部分がリアス式海岸であることから静穏な海岸も多く有している。台風や低気圧の影響により毎年のように高潮、高波の脅威に見舞われている地域であり、また、駿河トラフ、南海トラフの近傍に位置することから何度となく地震・津波の被害を受けてきた地域である。

○潮岬における波浪特性



出典：潮岬（2000年（平成13年）～2022年（令和4年））全国港湾海洋波浪観測情報網（ナウファス）データより作成

5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑥(p.6)

旧

新

(3) 自然条件

熊野灘の海岸線の大部分はリアス式の岩礁海岸であり、その中に大小の砂浜海岸が点在している。急峻な山地が迫る海岸線が、激しい波浪の影響と隆起や沈降の繰り返しにより、岩礁、湾、砂浜など様々な海岸地形を形づくり、変化に富んだ雄大な景観を呈している。

大部分の地域が伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園の指定を受けており、貴重な動植物が生息、生育する場が数多く残されている地域である。また、串本海中公園を含む串本沿岸海域はラムサール条約湿地として登録されている。本地域の温暖多雨な気候に育まれる亜熱帯、暖帯性の生物が多く見られ、本地域を北限としているテーブルサンゴやタイキンギクなども見られる。



英虞湾（平成 26 年 8 月撮影）



七里御浜（平成 14 年 8 月撮影）

(4) 社会・経済的条件

当沿岸は、大半がリアス式海岸で平地が少なく、人が集中する平地が津々浦々の沿岸部に点在している。比較的人口が多いのは鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、新宮市といった地域で、人口は20～55千人である。全体的に人口は減少する傾向にある。

第1次産業の比率が全国に比較して高い。漁業に従事する人も多く、海との関わりが強い地域で、様々な海まつわる行事も見られる。

交通網は、大阪、名古屋とJR、近鉄、国道、高速道路で結ばれており、近畿圏、東海圏とのつながりが強い。また、世界遺産に登録された熊野古道「紀伊山地の霊場と参詣道」などの、歴史・文化的なものから、志摩スペイン村、勝浦温泉といったものまでさまざまな種類の観光資源が多くの人に楽しまれている。



勝浦漁港と勝浦温泉街（平成 14 年 8 月撮影）

(3) 自然条件

熊野灘の海岸線の大部分はリアス式の岩礁海岸であり、その中に大小の砂浜海岸が点在している。急峻な山地が迫る海岸線が、激しい波浪の影響と隆起や沈降の繰り返しにより、岩礁、湾、砂浜など様々な海岸地形を形づくり、変化に富んだ雄大な景観を呈している。

大部分の地域が伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園の指定を受けており、貴重な動植物が生息、生育する場が数多く残されている地域である。また、串本海中公園を含む串本沿岸海域はラムサール条約湿地として登録されている。本地域の温暖多雨な気候に育まれる亜熱帯、暖帯性の生物が多く見られ、本地域を北限としているテーブルサンゴやタイキンギクなども見られる。



英虞湾（平成 26 年 8 月撮影）



七里御浜（平成 14 年 8 月撮影）

(4) 社会・経済的条件

当沿岸は、大半がリアス式海岸で平地が少なく、人が集中する平地が津々浦々の沿岸部に点在している。比較的人口が多いのは鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、新宮市といった地域で、人口は16～46千人である。全体的に人口は減少する傾向にある。

第1次産業の比率が全国に比較して高い。漁業に従事する人も多く、海との関わりが強い地域で、様々な海まつわる行事も見られる。

交通網は、大阪、名古屋とJR、近鉄、国道、高速道路で結ばれており、近畿圏、東海圏とのつながりが強い。また、世界遺産に登録された熊野古道「紀伊山地の霊場と参詣道」などの、歴史・文化的なものから、志摩スペイン村、勝浦温泉といったものまでさまざまな種類の観光資源が多くの人に楽しまれている。



勝浦漁港と勝浦温泉街（平成 14 年 8 月撮影）

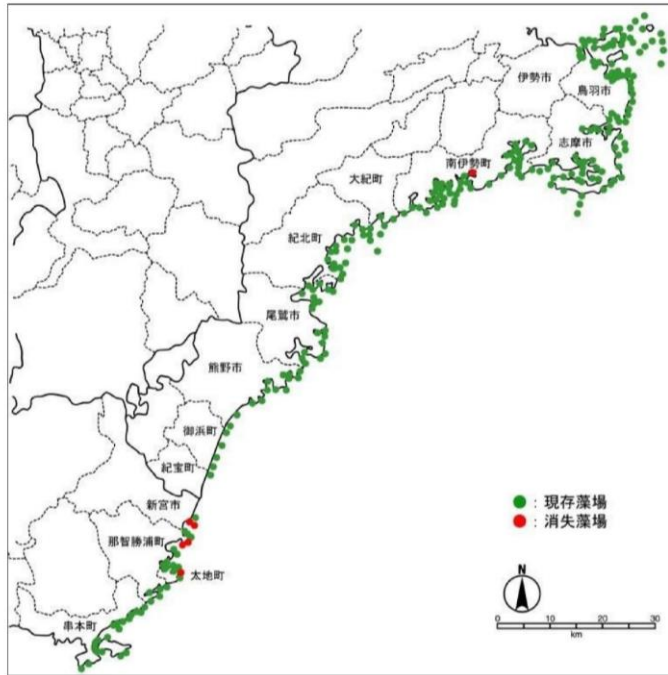
5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑦(p.31)

旧

○ 藻場の分布

1978年度(昭和53年度)の調査に比較して、1990年度(平成2年度)の調査では6カ所の藻場が消失したことが報告されている。また、各所において磯焼けが見られ、現存する藻場の質の低下が進んでいる。



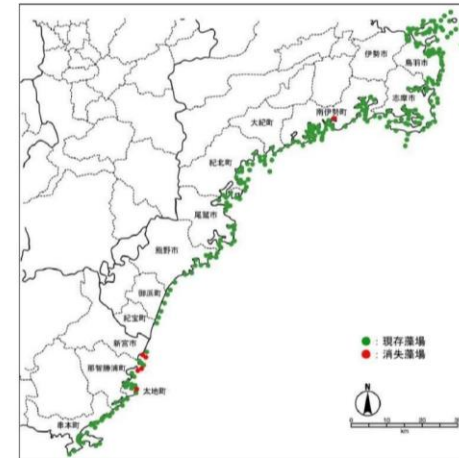
海域名	現存藻場		消滅藻場	
	調査区数	面積(ha)	調査区数	面積(ha)
熊野灘(三重県)	157	6,287	1	4
熊野灘(和歌山県)	42	359	5	50

出典：海域生物環境調査報告書 平成6年3月 環境庁

新

○ 藻場の分布

1978年度(昭和53年度)の調査に比較して、1990年度(平成2年度)の調査では6カ所の藻場が消失したことが報告されている。また、各所において磯焼けが見られ、現存する藻場の質の低下が進んでいる。



海域名	現存藻場		消滅藻場	
	調査区数	面積(ha)	調査区数	面積(ha)
熊野灘(三重県)	157	6,287	1	4
熊野灘(和歌山県)	42	359	5	50

出典：海域生物環境調査報告書 平成6年3月 環境庁

さらに、2020年度(令和2年度)の調査では藻場面積は955haとなり、2010年度(平成22年度)に比較して約8割の減少となった。藻場減少の要因は、2017年に始まった黒潮大蛇行に伴う高水温化の影響によるものと考えられる。

藻場面積の推移

三重県 (鳥羽～鶴殿)	藻場面積(ha)	
	平成22年度	令和2年度
	4,942.90	955.34

資料：三重県資料

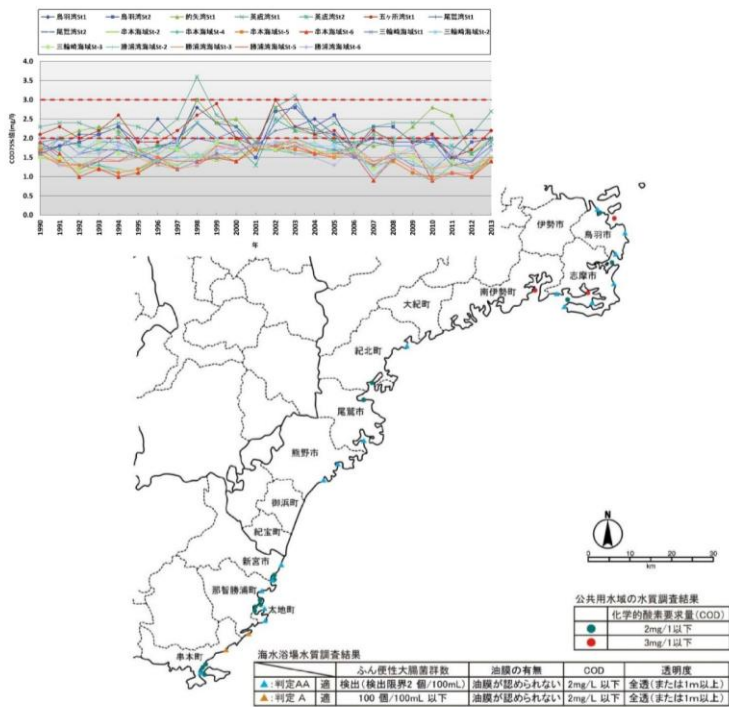
5. 熊野灘沿岸 海岸保全基本計画の本文変更(案)

●主な変更点⑧(p.34)

旧

4) 海域の水質
三重県・和歌山県では外洋との海水の交換が悪い閉鎖性水域を対象に、環境基準の類型に当てはめを行い、定期的な水質の監視を実施している。
英虞湾、五ヶ所湾、及び尾鷲湾、三輪崎、勝浦、串本を環境基準 A、B 類型に指定してきた。また、その海域に平成 8 年から順次、全窒素及び全りんの種類指定も行い、海域の富栄養化の原因物質に対する監視強化も図った。現況の水質は横ばい状態であるが、法、条例等で排水規制を実施し、水質汚濁の防止を図っている。
海水浴場の水質は、多くが海水浴に適している AA 及び A 判定であり、良好な水質が保たれている。

○ 熊野灘沿岸域の環境基準類型

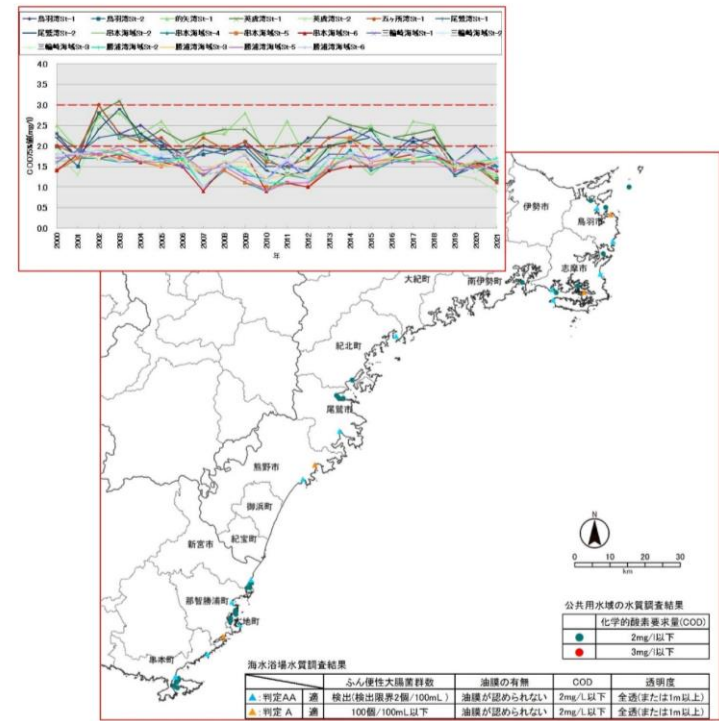


出典：平成 25 年度公共用水域水質測定結果 環境省
平成 26 年度水浴場水質調査結果 環境省より作成

新

4) 海域の水質
三重県・和歌山県では外洋との海水の交換が悪い閉鎖性水域を対象に、環境基準の類型に当てはめを行い、定期的な水質の監視を実施している。
英虞湾、五ヶ所湾、及び尾鷲湾、三輪崎、勝浦、串本を環境基準 A、B 類型に指定してきた。また、その海域に平成 8 年から順次、全窒素及び全りんの種類指定も行い、海域の富栄養化の原因物質に対する監視強化も図った。現況の水質は横ばい状態であるが、法、条例等で排水規制を実施し、水質汚濁の防止を図っている。
海水浴場の水質は、多くが海水浴に適している AA 及び A 判定であり、良好な水質が保たれている。

○ 熊野灘沿岸域の環境基準類型



出典：水環境総合情報サイト 公共用水域(年間値) 2000～2021年度 環境省
環境省令和 5 年度水浴場水質調査結果 環境省より作成

6. 今後のスケジュール

6. 今後のスケジュール



協議	開催時期	内容(予定)
検討委員会技術部会 ①	2023/09/12	<ul style="list-style-type: none"> 計画変更が必要となった経緯 現行計画の防護目標、気候変動を踏まえた技術的検討方針
検討委員会 ①	2023/10/25	<ul style="list-style-type: none"> 計画変更が必要となった経緯 具体的な変更の方向性
検討委員会技術部会 ②	2024/02/14	<ul style="list-style-type: none"> 現状外力の試算結果 将来外力の試算結果
検討委員会技術部会 ③	2024/09/18	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた計画外力の検討結果 気候変動を踏まえた計画外力による既存施設の評価結果
検討委員会 ②	2024/10/16	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた計画外力の検討結果 気候変動を踏まえた計画外力による既存施設の評価結果 海岸保全基本計画の変更計画(原案)の作成(環境、利用)
検討委員会技術部会 ④	2025年1月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた計画外力(設計津波)の検討結果 気候変動に対応する段階的な整備手法について
検討委員会 ③	2025年2月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた計画外力(設計津波)の検討結果 気候変動に対応する段階的な整備手法について 海岸保全基本計画の変更計画(原案)の作成

令和6年10月時点

6. 今後のスケジュール

	令和5年度				令和6年度				令和7年度				
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
計画外力の検討		→					→				設計指針改正作業		
海岸保全基本計画案作成 (環境・利用)		→											
海岸保全基本計画案作成 (防護)						→							
関係行政機関調整会議			○	○		○	○						
検討委員会技術部会		●		●		●		●					
検討委員会			○				○	○					
沿岸調整会議							→						
関係市町意見聴取										●			
常任委員会報告									●	●			
パブリックコメント										●			
計画変更 (大臣報告)										●			
設計指針改正 (現場実装)											●		